

第3章 災害情報の収集及び伝達

（県関係部局、警察本部、各関係機関）

第1節 目的

この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に、災害関係情報を迅速かつ的確に収集・伝達し、もって被害の軽減、拡大防止を図ることを目的とする。

第2節 県における被害情報収集の要領（総則的事項）

1 被害情報収集の実施

（1）被害情報の収集は、次に掲げる場合に行うことを原則とする。

ア 第2部第2章「配備及び動員」別表「配備動員表」に示す警戒体制又は非常体制に該当するとき

イ 災害による被害等が発生し、県危機管理部が必要と認めるとき

ウ 災害が発生するおそれがある場合で、県危機管理部又は各総合事務所県民福祉局（東部圏域においては東部地域振興事務所東部振興課）が必要と認めるとき

（2）県（県本部事務局又は危機管理部）は、県の各部局、市町村及び警察本部・消防局その他の機関からも情報収集に努めるとともに、高所監視カメラ、消防防災ヘリコプター及びドローンを活用した情報収集を行い、的確な初動活動を行うものとする。

（3）県（県本部事務局又は危機管理部）は、収集した情報を原則1日1回（災害発生直後については適宜回数を増とする）を目安として、報道機関等を通じて広報を行うものとする。ただし、台風等災害状況が時間を追って変化する場合には、必要に応じ随時広報を行う。

2 情報の集約・分析

（1）県（県本部事務局又は危機管理部）は、県の各部局、市町村等から収集した被害情報や災害対応情報を集約し、気象情報や防災関係機関等からの情報と合わせて整理、分析し、応急対策や災害対応に必要な資料の作成に努めるものとする。

（2）人的被害の数（死者・行方不明者数をいう）については、県（県本部事務局又は危機管理部。本項目において以下同じ）が一元的に集約・調整を行うものとする。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡するものとする。当該情報が得られた際は、県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、第7節のとおり消防庁へ報告するものとする。

（3）多大な災害が発生した地域においては、回線の寸断や災害対応により、被害情報の報告がなされないことが想定される。県は、被害情報の収集に当たって、被害の程度に併せて、情報の空白地帯が生じていないかどうかチェックを行うものとする。

（4）情報空白地帯の被害状況の把握については、職員派遣等による主動的な情報収集を実施するとともに、応援協定に基づく被害状況の収集体制を活用するものとする。

3 情報連絡員の派遣

多大な災害への対応等で被害情報の報告が困難になっている、又はその恐れがあるときは、当該市町村区域を所管する支部所管機関（各総合事務所県民福祉局（東部圏域においては東部地域振興事務所東部振興課））は、あらかじめ定めた構成機関の職員等を当該市町村に派遣し、市町村の被害情報の収集と支部所管機関及び県本部等への情報伝達等に当たらせるものとする。（衛星携帯電話、パソコン等の通信手段を携帯）

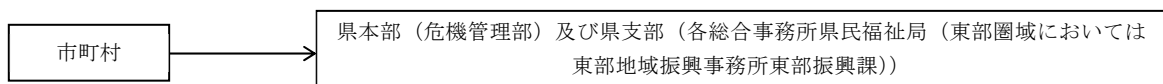
第3節 一般被害等の情報収集

1 県（県災害対策本部事務局又は危機管理部）及び支部所管機関（各総合事務所県民福祉局（東部圏域においては東部地域振興事務所東部振興課））は、一般被害等に係る情報収集については、市町村を通じて所定の様式により行う。（資料編参照）

※一般被害等

- ・人的被害 ・住家被害 ・非住家被害 ・火災の状況 ・罹災世帯数 ・罹災者数
- ・避難指示等の発出の状況 ・避難所の設置状況
- ・災害対策（警戒）本部設置状況 ・避難者の状況（自主避難を含む）
- ・緊急要請があるときの被害状況及び要請内容等 ・孤立集落関係
- ・その他、応急措置を行うに当たり県等の支援が必要となる情報（各種被災地ニーズ）

2 各総合事務所県民福祉局（東部圏域においては東部地域振興事務所東部振興課）は、一般被害等の情報について、情報共有を図るため、総合事務所内の各局関係課（東部においては東部圏域の関係機関）に連絡するものとする。



第4節 実施部被害の情報収集

- 1 市町村は、災害の発生又はそのおそれについて覚知したときは、各総合事務所等関係課に対し、その状況を報告するものとする。
- 2 各総合事務所等関係課は、所掌事務に関する被害等の状況及び応急措置の概要を調査し、県庁各課に報告するものとする。各課は情報を収集し、直ちに当該部局の主管課（農林水産部においては農林水産政策課、県土整備部においては技術企画課。以下同様）に報告するとともに、その後の状況についても、逐次報告するものとする。
- 3 各部局の主管課は、各課から報告を受けた被害の状況等を部局長に報告するとともに、県の公有財産に係る被害については、行財政改革推進課にその状況を通知するものとする。
- 4 各部局の主管課は、部局内の被害報告を取りまとめ、危機管理部（県本部設置時は県本部事務局）に報告するものとする。報告の時期・頻度は危機管理部がその都度指定する。



第5節 各種の被害情報の収集方法

1 防災関係機関からの被害情報収集

- (1) 防災関係機関（ライフライン事業者等）からの被害情報の収集は、所管課が行い、各部局主管課を通じて県（県本部事務局又は危機管理部）に報告する。
- (2) 防災関係機関は、これに積極的に協力するものとする。

2 中央関係情報の収集

- (1) 県本部設置時において、県本部事務局は、東京本部と常時連絡を保ち、中央関係情報の収集に努める。
- (2) 実施部は、関係政府機関等の情報を収集し、災害対策に関する主要な情報については、県本部事務局に連絡するものとする。

3 公共交通機関からの情報収集

県（輝く鳥取創造本部）は、公共交通機関の運行状況（異常気象時の乗客の危険回避対策の状況を含む）等について情報を収集し、適宜県本部（県本部未設置の場合は危機管理部）に報告するものとする。

4 道路管理者からの情報収集

県（県土整備部）は、県内道路の状況（災害発生による道路の通行止め等）について情報を収集し、適宜県本部事務局（県本部未設置の場合は危機管理部）に報告するものとする。

5 学校からの情報収集（休校、授業打ち切り、避難情報等）

- (1) 各学校からの報告は、第5部第1章「避難の実施」参照。
- (2) 市町村教育委員会が被災等により機能喪失した場合には、県教育局から市町村教育委員会に職員を派遣し、情報収集するものとする。

6 福祉保健施設等の被害報告

県（福祉保健部）は、福祉保健施設の被災情報等を収集し、適宜県本部事務局（県本部未設置の場合は危機管理部）に報告するものとする。

7 応援協定に基づく被害状況の収集

県内郵便局との応援協定に基づき、郵便局配達員等が大雨・地震等による異常現象（土砂崩れ、異常音、出水等）を発見した場合は、下図のとおり通報するものとする。

異常現象の種類	通報先
土砂災害警戒区域等、国道、県道、1級河川、2級河川等に係るものと判断できる場合	所管の県土整備事務所・総合事務所県土整備局（維持管理課）
その他の場合	所管市町村役場

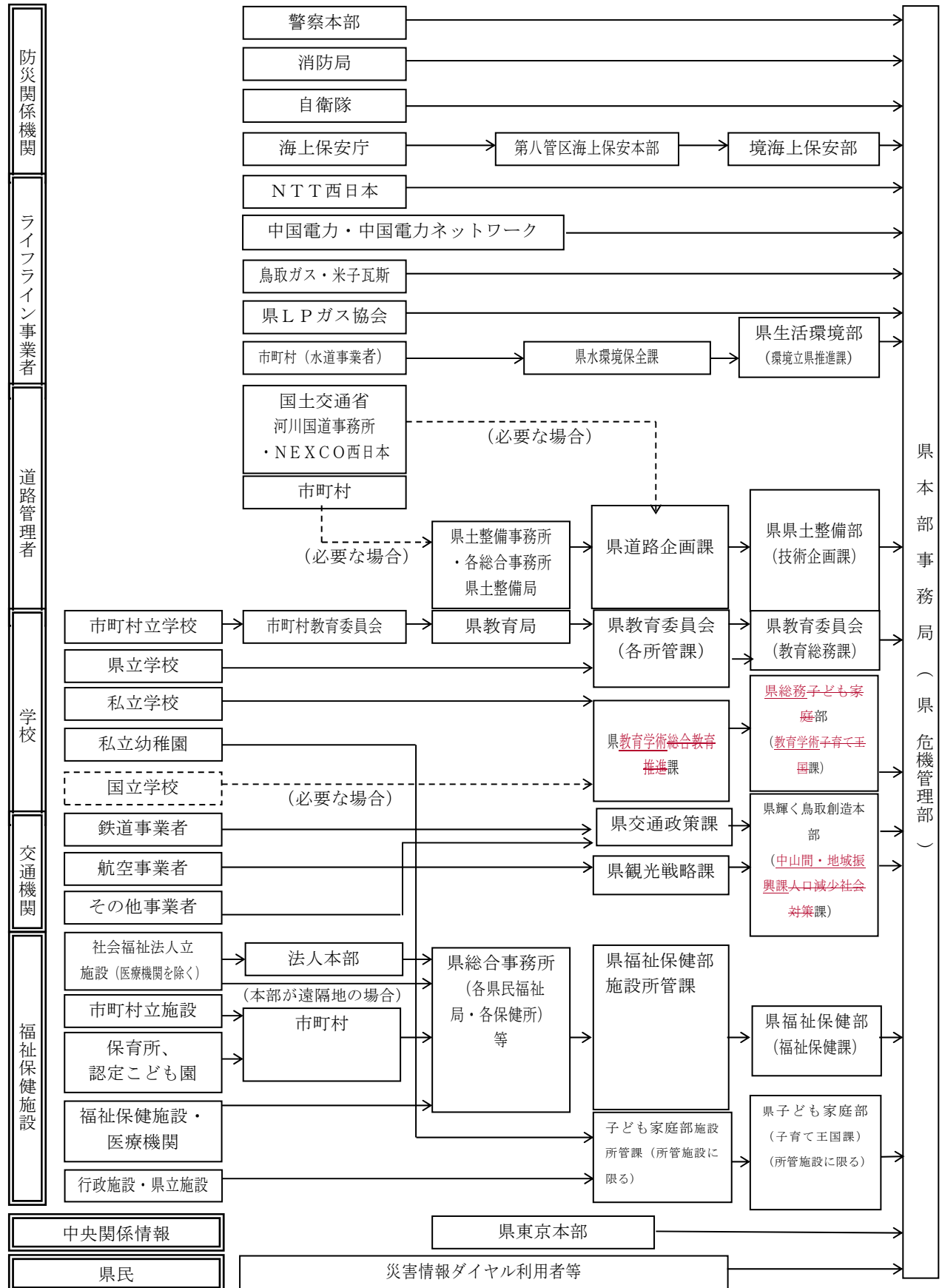
8 ダム、ため池、樋門の情報収集

風水害対策編第2部第2章「緊急時のダム管理」及び第3章「ため池・樋門の応急対策」による。

9 国土地理院からの情報収集

災害時において、国土地理院から地理空間情報等の提供が行われるが、その他、被災地域の空中写真撮影が必要な場合等は、国土地理院との「地理空間の活用促進のための協力に関する協定（平成24年10月22日締結）」に基づき協力を要請する。

【情報収集担当課等】



第6節 情報の伝達及び共有

1 機関相互の情報伝達・共有

- (1) 県、市町村、防災関係機関は、災害応急対策活動に必要な情報について、対応を実施又は支援する機関相互で、伝達・共有を図るものとする。
- (2) 県は、必要に応じて、関係機関（道路管理者、警察、気象台、市町村等）と災害に係る情報を交換し、各機関が実施する災害対応について調整することを目的として、合同対策協議を、WEB会議システムを活用して実施するものとする。
- (3) 県（県本部事務局又は危機管理部）は、被害情報については、可能な限り報道資料提供を行うとともに、県のホームページにおいて県民に公開するものとする。

2 伝達・共有の手段

- (1) 情報の伝達・共有に当たっては、スピードを最優先としてその手段を選択するものとする。
- (2) 情報の伝達・共有は、電子メール、電話、ファクシミリ、防災行政無線及びホームページ等により行う。
- (3) 県の機関相互の情報伝達・共有については、県内部での情報共有にあっては災害情報データベースを活用するものとする。
- (4) 避難情報等の住民の身体的安全確保に係る情報の伝達に当たっては、人員の訪問による伝達等、障がいのある者等の多様な者にも確実に伝達できる方法（受信確認や複数の手段による伝達などの確実な伝達方法）、情報の重要性が伝わる伝達方法を選択するものとする。

第7節 災害情報の報告等

1 被害状況等の報告

- (1) 市町村から県への報告
 - ア 市町村は、災害等が発生した場合、災害対策基本法第53条第1項の規定に基づき、被害状況及び応急措置状況等について、速やかに県に報告するものとする。（県に報告ができない場合は、直接、内閣府に報告。）なお、報告に当たっては、消防組織法第40条に基づく「災害報告取扱要領（昭和45年4月消防庁通知）」及び「火災・災害等即報要領（昭和59年10月消防庁長官通知）」による消防庁への報告により同庁を通じて行うことから、これらと一体的に行うものとする。（要領及び様式については、資料編参照）
 - イ 市町村の一般被害等の報告については、県（県本部事務局又は危機管理部）が別に定めるところにより、災害等の発生後、定時又は随時に行うものとする。
 - ウ 上記に限らず、市町村の各所掌事務に係る報告は、県の所轄各部課に対し所轄の県地方機関を通じ、所定の様式により行うものとする。
- (2) 県から国への報告
 - ア 支部（支部未設置の場合は県総合事務所（県民福祉局）（東部圏域においては東部地域振興事務所東部振興課））は、市町村等から収集した被害状況等について、時期に応じて県本部事務局（県本部未設置の場合は県危機管理部）に報告する。
 - イ 県本部事務局（本部未設置の場合は危機管理部）は、市町村等からの報告に基づき、災害対策基本法第53条第2項に基づき、国（内閣府）に対し被害状況を報告するものとする。なお、報告に当たっては、消防組織法第40条に基づく「災害報告取扱要領」及び「火災・災害等即報要領」による消防庁への報告により同庁を通じて行うことから、これらと一体的に行うものとする。

2 火災・災害等即報要領に基づく報告

- (1) 市町村、消防局から県（国）への報告
 - ア 市町村及び消防局は、火災・災害等即報要領に基づき、当該要領に掲げる基準に該当する火災・災害等について、第一報を原則として覚知後30分以内に、県（県本部事務局（又は危機管理部）又は支部（又は県総合事務所県民福祉局）（東部圏域においては東部地域振興事務所東部振興課））に報告するものとする。この際、詳細について不明な場合は、分かる範囲で報告し、できるだけ早く報告するよう努める。（県に報告できない場合は、直接消防庁に報告）
 - イ 地震等により、119番へ通報が殺到する場合等においては、消防局は、県に加えて国（消防庁）にも直接通報するものとする。
 - ウ また、火災・災害等即報要領において定める特に消防庁に直接報告すべき事故等については、消防庁に直接報告するものとする。（アにより、併せて県に対して報告。）

【火災・災害等即報要領の報告基準】

種類 (報告者)	即報基準	直接即報基準 (消防庁へ直接報告する事故等) ※
災害 (市町村)	【一般基準】 (1) 災害救助法の適用基準に合致するもの (2) 県本部又は市町村災害対策本部を設置したもの	(1) 地震（県内で震度5強以上(被害の有無を問わない)） (2) 津波、風水害、火山災害（死者又

種類 (報告者)	即報基準	直接即報基準 (消防庁へ直接報告する事故等) ※
	(3)災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの (4)気象業務法第13条の2に規定する特別警報が発表されたもの (5)自衛隊に災害派遣を要請したもの 【個別基準】 (1)地震（県内で震度5弱以上を記録したもの、又は人的被害又は住家被害を生じたもの） (2)津波（津波警報又は津波注意報が発表されたもの、又は人的被害・住家被害を生じたもの） (3)風水害（崖崩れ、地すべり、土石流、河川の溢水、堤防の決壊、高潮、強風、竜巻などの突風等により人的被害・住家被害を生じたもの） (4)雪害（雪崩等により人的被害・住家被害を生じたもの、又は道路の凍結・雪崩等により孤立集落を生じたもの） (5)火山災害（噴火警報（火口周辺）が発表されたもの、又は火山の噴火により人的被害・住宅被害を生じたもの） 【社会的影響基準】 上記いずれにも該当しないものの、その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められるもの	は行方不明者が生じたもの)
火災・事故 (消防局)	【一般基準】 (1)死者が3人以上生じたもの (2)死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの (3)自衛隊に災害派遣要請したもの 【個別基準】 (1)火災（建物火災、林野火災、交通機関の火災等） (2)石油コンビナート等特別防災区域内の事故（危険物施設、高圧ガス施設の事故等） (3)危険物等に係る事故（高圧ガス、毒物、劇物、火薬等を貯蔵し又は取り扱う施設及びその運搬等に係る事故） (4)原子力災害等（原子力施設の火災、放射性物質の輸送中の事故、原子力災害対策特別措置法第10条の特定事象等） (5)消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故 (6)その他特定の事故(可燃性ガス等の爆発・漏えい等の事故で社会的に影響度が高いと認められるもの) 【社会的影響基準】 上記いずれにも該当しないものの、その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められるもの	(1)建物火災(ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災) (2)交通機関の火災（航空機、列車、トンネル内車両火災等） (3)石油コンビナート等特別防災区域内の事故（危険物施設、高圧ガス施設の火災又は爆発事故等） (4)危険物等に係る事故（死者又は行方不明者が発生したもの、又は危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発、漏えい事故等） (5)原子力災害等 (6)爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの
救急・救助 事故 (消防局)	(1)死者5人以上の救急事故 (2)死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故 (3)要救助者が5人以上の救助事故 (4)覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故 (5)消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故 (6)消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大	15人以上の死傷者が発生した救急・救助事故で次に掲げるもの (1)列車、航空機、船舶の衝突、転覆等 (2)バスの転落等 (3)ハイジャック (4)不特定多数の者が集まる場所における事故

種類 (報告者)	即報基準	直接即報基準 (消防庁へ直接報告する事故等) ※
	事故 (7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの (8) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故	(5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの
武力攻撃災害 (消防局)	武力攻撃・テロ等による死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害	武力攻撃・テロ等による死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出等その他の人的又は物的災害

※直接即報については、消防局が報告

(2) 県から国への報告

ア 総務省消防庁への報告

(ア) 県（県本部事務局又は危機管理部）は、収集した即報等は、直ちに消防庁へ報告するものとする。

(イ) 消防組織法第40条の規定に基づく消防庁長官への報告は、火災・災害等即報要領により実施する。

（緊急を要する場合にあっては、要領に定める様式にかかわらず最も迅速な方法により報告するものとし、事後速やかに文書で報告）

イ その他関係省庁への報告

収集した被害状況は、必要に応じ、関係省庁へ連絡するものとする。

（参考） 国（総務省消防庁）への連絡先一覧

	NTT回線		防災無線	
平日 (9:30～18:15)	電話番号	03-5253-7527	電話番号	17-5-048-500-9049013
総務省消防庁 応急対策室	ファクシミリ	03-5253-7537	ファクシミリ	18-7-9049013
				18-6-8090-5017
				17-5-048-500-9049033
				18-7-9049033
上記以外 総務省消防庁 宿直室	ファクシミリ	03-5253-7553	ファクシミリ	18-6-8090-5043
				17-5-048-500-9049102
				18-7-9049102
				18-6-8090-5010
				17-5-048-500-9049036
				18-7-9049036
				18-6-8090-5041, 5045

※宿直室の中央防災無線については、宿直室前にある「消防防災・危機管理センター」に設置のファクシミリ

第8節 個人情報の取扱い

1 災害時における個人情報の取扱方針

災害時における個人情報の収集及び提供については、「個人情報の保護に関する法律」及び「鳥取県個人情報保護条例」に基づき、適切に行う。

なお、災害により多数の行方不明者及び安否不明者（以下「安否不明者等」という。）並びに死者が生じ、救出・救助活動の迅速化等につながる場合における氏名等の収集及び公表については、「災害時における安否不明者等の氏名等公表実施要領」に基づき対応する。

また、その他、災害時における個人情報の取扱いについては、内閣府が定める「防災分野における個人情報の取扱いに関する指針」を踏まえ、公益性や災害の規模等を勘案して対応する。

公表を行う場合であっても、被災者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮し、個人情報を適切に取り扱い、最低限の公表に留めるよう留意するとともに、死者に関する情報については、死者の尊厳が社会の基礎であるとの見地から、遺族の感情等に十分配慮して取り扱うよう留意する。

2 個人情報の収集及び提供に係る運用

県は、災害時における個人情報の収集及び提供について、以下のとおり運用するものとする。

(1) 収集

ア 災害対応の業務に必要と考えられる範囲で収集し、得られた情報は適切に管理する。

イ 情報は本人からの収集を原則とするが、本人からの情報収集が困難な場合もあるため、関係市町村、消防機関、警察本部等と協力し、被災者に関する個人情報の収集にあたることとし、必要に応じて家族その他所属団体等からも収集することとする。

(2) 提供

ア 原則個人が特定される情報は提供しないこととし、提供する情報は、個人が特定されない範囲のみで情報を

提供する。

イ 第三者に個人情報を提供する場合は、本人の同意を得て提供するものとする。ただし、法令に基づく場合のほか、次の場合は、個人情報の保護に関する法律に基づき、本人の同意は不要である。（本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときを除く）

- ・行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- ・他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- ・上に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

(3) 県は、個々の事例ごとに災害の規模等を判断し、その都度各市町村に情報収集項目について明示するものとする。

3 市町村及び消防局の災害時における個人情報の取扱

市町村及び消防局における個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律に基づき運用されるものであるが、救助や行方不明者の捜索の役割を担っており、一般的には、その活動の基礎となる個人情報収集については、必要の範囲内で可能と考えられる。

4 安否不明者等の氏名等の公表

災害による多数の行方不明者及び安否不明者（以下「安否不明者等」という。）並びに死者が生じた場合において、救出・救助活動の迅速化等を図るため、「災害時における安否不明者等の氏名等公表実施要領」に基づき、以下のとおり氏名等情報の収集及び公表を行う。

(1) 公表実施の対象とする災害

災害の発生により多数の安否不明者等及び死者が生じ、安否不明者等及び死者に係る氏名等の情報を公表することで救出・救助活動の迅速化に資するなど公益上の必要があると判断される場合

(2) 公表手順等

ア 情報の収集

県は、市町村に対して災害発生箇所の範囲内に居住又は滞在したことが想定される安否不明者等及び死者の情報を照会し、救出・救助関係機関と共有する。

イ 安否不明者等の公表

① 県は、市町村及び救出・救助活動関係機関から意見を聴いた上で、氏名等の公表により救出・救助活動の迅速化が図られると判断した場合は、当該情報を公表する。その際、人命救助の迅速化を優先し、個人情報保護法上第三者である家族の同意は確認しない。

② 次に掲げる者は公表しないこととし、該当者であることを把握した者については、その時点から非公表とする。

- ・死者又は安否・居所が確認できた者
- ・住民基本台帳の閲覧制限がある者
- ・所在情報秘匿事由（警察や地方公共団体の相談機関へDVやストーカー行為等について相談をしていた等）がある者
- ・住民基本台帳閲覧制限又は所在情報秘匿事由等の有無が未確認の者
- ・その他、氏名等を公表することにより本人又は第三者の権利利益を不当に侵害する恐れがある等の特段の事情がある者

ウ 死者の公表

死者については、報道機関から氏名等の公表に係る要請があるなど社会的関心が強く、氏名等を公表することに公益上の必要があると認められる場合において、遺族の同意がある場合に公表する。

また、県は、公表の判断にあたり、市町村及び救出・救助活動関係機関から意見を聴くものとする。

第9節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 一般被害等の情報収集及び報告
- 2 災害報告取扱要領及び火災・災害等即報要領に基づく県又は国への報告
- 3 情報収集伝達に係る担当課及び伝達系統
- 4 災害時の個人情報の収集及び報告に係る方針

第4章 広報・広聴

（県関係部局、県危機管理部、警察本部、市町村）

第1節 目的

この計画は、災害応急対策の実施に当たって得られた各種情報をいち早く共有することにより、住民の不安を解消するとともに、防災関係機関の災害対策実施を促進し更なる被害の拡大防止を図るため、的確かつ迅速な広報活動及び適切な広聴活動を行うことを目的とする。

第2節 県における広報活動

1 基本方針

- （1）県は、県内の被害情報、各機関の応急対策状況等を集約・整理し、一元的な広報を実施する。また、県は人的被害の数について広報を行う際には、市町村と密接に連携しながら適切に行うものとする。
- （2）広報活動に関しては、広報を担当する広報課と他の部課との緊密な連絡のもとに、統制の取れた、しかも迅速な情報の発表を行うものとする。
- （3）広報手段
 - ア 住民等に対する災害情報又は災害対策上必要な事項の伝達は、県の広報媒体（あんしんトリピーメール、鳥取県防災アプリ（あんしんトリピーなび）、ホームページ（鳥取県公式サイト、モバイル版・携帯電話向けサイト、[鳥取県防災情報ポータル](#)、[防災 Web](#)）、鳥取県公式X、テレビ、ラジオ、新聞広告等）のほか、緊急速報（エリア）メール及びLアラート（災害情報共有システム）等による報道機関活用によって行う。
 - イ 監視カメラ情報や河川水位など複数のシステム・サイトの情報を集約して地図上に表示する「鳥取県防災情報ポータル」の活用について住民に周知し、避難行動の参考としてもらう。
 - ウ 障がいのある者等多様な者に確実に伝達できる方法（受信確認や複数の手段による伝達等の確実な伝達方法）により行う。
- （4）市町村への協力要請及び市町村の支援
 - ア 確実に住民への伝達が必要な事項の広報については、必要に応じて、市町村に協力要請を行う。
 - イ 県は、市町村が避難指示等を発出した場合や、雨量・水位が自主避難の目安に達した場合は、県ホームページの活用等により、市町村の周知支援を行うとともに、住民に適切な行動を呼びかける。
- （5）県庁内における情報共有

関係部課は、災害情報及び災害への対応状況、独自で実施した報道提供資料等を、庁内LANの災害情報データベースに登録する等により情報共有を図る。
- （6）個人情報の取り扱い

災害時の安否情報等、個人情報の提供・公開については、個人情報の保護に関する法律及び鳥取県個人情報保護条例の趣旨や公益上の必要性から勘案し、適切に取り扱うものとする。（第3章「災害情報等の収集及び伝達」第8節「個人情報の取扱い」を参照）

2 広報の内容

次の事項については、その都度、又は必要に応じて広報を行う。

- （1）県本部の設置又は廃止
- （2）災害軽減の事前対策
- （3）災害の状況（災害の種別、災害の発生日時、災害発生区域、全般的概況、災害の規模）
- （4）災害応急対策状況
- （5）映像、写真等による災害現地の状況
- （6）その他一般住民や被災者に対する必要な情報、注意事項等
 - ア 雨量・河川水位などの情報
 - イ ライフライン（電気、電話、水道など）供給状況
 - ウ 交通機関（鉄道、バスなど）運行状況
 - エ 道路の規制状況
 - オ 学校の休校状況
 - カ 避難に関する情報
 - キ 各関係機関の問い合わせ先 など

3 大規模な災害が発生した際に優先すべき主な広報項目

大規模な災害が発生した際は、被災者の混乱拡大を防止するとともに、被災者の視点に立った広報に留意することとし、主に次表の項目を優先して広報を行う。

【主な広報項目と広報時期】

時期			広報項目
災害発生直後			(1)緊急事態の宣言
			(2)災害に関する情報
			(3)被害情報
			(4)県、市町村等の体制
			(5)避難指示等の状況、避難者数
災害拡大期 (～1日後)			(6)避難所の開設状況
			(7)医療施設での受入状況
			(8)災害用伝言ダイヤルの利用呼びかけ
			(9)ライフラインの被害状況及び復旧見込み
			(10)道路規制の状況及び復旧見込み
			(11)県、市町村等の活動状況
			(12)消防・自衛隊等の活動状況
災害沈静期 (1日後～1週間後)			(13)義援金による協力のお願
			(14)ボランティア受入状況
			(15)県、市町村が実施する生活支援情報
			(16)被災判定の留意点（危険度判定と被害認定の違い）
			(17)悪徳商法への注意喚起
			(18)市町村での廃棄物処理の状況
			(19)風評被害対策
災害復旧期 (1週間後～)			(20)企業等への支援情報
			(21)復興状況

【標準的な広報項目と実施主体】

広報項目	標準的な広報項目	実施主体	情報保有機関等
(1)緊急事態の宣言	① 緊急事態の宣言 災害の規模が大きく被害が甚大又は甚大であることが予測される旨を広報 ② 災害救助法の適用 ☐ 救助を実施する区域（市町村） ☐ 適用の日時（救助の機関） ☐ 災害救助法の適用により迅速かつ十分な救助が行われること ③ 自衛隊の災害派遣の要請 ☐ 自衛隊の災害派遣の要請日時 ☐ 自衛隊の災害派遣部隊の到着見込日時	県	
(2)災害に関する情報	① 気象警報等 ※ 詳細情報が不明な場合はその旨を広報 ☐ 気象特別警報・警報・注意報 ☐ 土砂災害警戒情報 ☐ 水防警報 ☐ 指定河川洪水予報 ☐ 台風情報 ☐ 今後の気象の見込み等	県、市町村	鳥取地方気象台、県治山砂防課、県河川課、県総合事務所（東部圏域においては東部地域振興事務所）、市町村
	② 地震情報 ※ 詳細情報が不明な場合はその旨を広報 ☐ 各地点の震度 ☐ 震源 ☐ マグニチュード ☐ 今後の地震発生の見込み等	県	鳥取地方気象台、地震専門家
	③ 津波に関する情報 ※ 詳細情報が不明な場合はその旨並びに津波へ注意すること、海岸付近に近づかないこと及び高台又は堅牢な物へ避難することへの呼びかけについて広報 ☐ 大津波警報等 ☐ 今後の津波の到達予想時刻及び予想される津波の高さ、推移の見込み等	県、市町村	鳥取地方気象台、津波専門家
	④ その他災害発生の状況 ☐ 大規模事故の発生場所・状況・日時・原因等 ☐ 原子力災害の発生場所・状況・日時・原因・今後の進展予想等	県、市町村、消防局	消防局、市町村、医療機関、原子力事業者、原子力専門家
(3)被害情報	① 人的被害：市町村ごと ※ 状況が不明な場合はその旨を広報	県	市町村、消防局

166

広報項目	標準的な広報項目	実施主体	情報保有機関等
動状況	☐ 食料・飲料水（ペットボトル）・生活必需物資等の確保及び供給 ☐ 各被災市町村への応援状況 ☐ 県管理施設の復旧状況 ② 市町村の活動状況 ☐ 市町村災害対策本部会議で決定した災害応急対策の実施方針 ☐ 食料・飲料水（ペットボトル）・生活必需物資等の住民への配分状況 ☐ 市町村管理施設の復旧状況	県、市町村	市町村
(12) 消防・自衛隊等の活動状況	① 消防局の活動状況 ☐ 配備動員人数・活動期間 ☐ 消火・救助の実施状況 ② 消防団の活動状況 ☐ 配備動員人数・活動期間 ☐ 水防活動の実施状況 ☐ 消火・救助の実施状況 ☐ その他避難所警備等の実施状況等 ③ その他防災関係機関の活動状況等 ☐ 県警本部 ☐ 自衛隊 ☐ 海上保安庁 ☐ その他国の機関 ☐ 応援他都道府県・市町村	県、市町村	消防局
(13) 義援金による協力のお願い	※ 物資ではなくできれば義援金による支援をお願いする旨を記載 ☐ 義援金募集窓口 ☐ 義援金募集期間 ☐ 義援金受付方法	県、市町村、日本放送協会、日赤本部	県、市町村、日本放送協会、日赤本部
(14) ボランティア受入状況	☐ 必要となるボランティアの種類・場所・人数 ☐ ボランティアの活動人数・活動場所・活動内容 ☐ 災害ボランティアセンターに関する情報（検討状況、開設状況、連絡先等）	県、市町村、ボランティアセンター、県社協、市町村社協	ボランティアセンター、県社協、市町村社協
(15) 県、市町村が実施する生活支援情報	☐ 給水情報 ☐ エコノミークラス症候群への注意 ☐ 仮設入浴施設等の情報 ☐ 簡易トイレ等の配布に関する情報 ☐ 生活再建施策に係る手続き・窓口 ☐ 防疫に関する注意事項 ☐ 災害相談窓口の設置	県、市町村	県、市町村
(16) 被災判定の留意点（危険度判定と被害認定の違い）	☐ 建物・宅地の応急危険度判定の実施（無償） ☐ 建物の被害認定・罹災証明の発行手続き（無償） ☐ 被災度区分判定については被災者の必要に応じて事業者と契約して実施すること（有償）	県、市町村	県、市町村
(17) 悪徳商法への注意喚起	☐ 悪徳商法への注意喚起	県、警察本部、市町村	県、警察本部、市町村
(18) 市町村での廃棄物処理の状況	☐ 廃棄物の処理状況（市町村ごとの処理量） ☐ 廃棄物の処理に当たっての注意事項（処理方法・費用負担等）	県、市町村	県、市町村
(19) 風評被害対策	☐ 風評被害対策の実施状況 ☐ 放射線モニタリングの評価結果（原子力災害のみ）	県、市町村	県、市町村
(20) 企業等への支援情報	☐ 貸付・融資・猶予等の支援対策の状況（要件・手続き・窓口等）	県、市町村	県、市町村
(21) 復興状況	☐ 災害復興状況 ☐ 災害復興イベント等の実施状況	県、市町村	県、市町村

4 実施時期

- (1) 広報は、被害情報等を入手・集約後、速やかに実施するものとする。
- (2) 大規模な災害等、継続的に資料提供を行う場合は、時間を定めて実施するものとする。

5 報道機関への災害関係情報の発表

(1)実施要領

ア 県本部設置時

県本部が設置された場合にあっては、県本部事務局が広報課と連携し、報道機関に対して情報発表する。

イ それ以外の場合

(ア)災害情報等、発表等に係る資料は、原則として危機管理部で調整し、広報課に提出する。

(イ)被害が一の実施部に限られる場合等においては、当該実施部の担当課が広報課及び危機管理部の各課とあらかじめ協議の上、当該実施部で行うことができるものとする。この際、当該担当課は、必ず広報課に連絡するとともに、危機管理部に資料を提出する。

(ウ)報道機関に対する記者発表や資料提供に係る調整は、広報課が行うものとする。この場合、広報課は、報道事項及び内容等について関係部課と十分連携を図るものとする。

a 広報課は各報道機関への利用可能な連絡方法（FAX等）の確認、確保を行うとともに、災害対策本部が設置されている場合は、取材記者に見合った取材スペースを確保し、また、必要に応じ近隣に臨時記者室、臨時会見室を設ける。

b 広報課は、必要に応じ各部課に対し、災害現地の写真又は映像等の収集を求めることができる。

(エ)夜間・休日に資料提供する必要がある場合等においては、広報課とあらかじめ協議の上、危機管理部の各課で行うことができるものとする。

6 報道機関への放送の要請

県本部事務局（県本部未設置の場合は危機管理部）は、特に必要がある場合は、「災害時における放送の要請に関する協定」に基づき報道機関への放送要請を行う。

7 報道機関と連携した広報の実施

県本部事務局は、災害時において被災者へ支援情報などを周知する場合、必要に応じて報道機関と相互連携して、住民広報に取り組むものとする。なお、山陰両県の県及び市町村、ラジオ局（エフエム山陰、山陰放送）等が参画している「災害防災情報発信協議会」では、行政、公共機関、ラジオ局が連携し、ラジオを活用した災害時の情報発信や啓発番組の製作等に取り組むこととしている。

8 県ホームページでの県民への情報提供

(1)報道機関に資料提供を行った資料については、原則、県危機管理部のホームページにおいて県民への情報提供を行う。

(2)避難指示の発出等、県民へ早急に伝達が必要な事項については、報道資料提供を待たずして早急に情報提供を行う。

(3)県（令和の改新政策戦略本部）は、災害発生時において、アクセスの集中により県のホームページへの接続障害が懸念される場合には、岡山県との「災害等発生時における情報発信等に関する相互支援協定」（資料編参照）に基づき、岡山県に対し、一時的代替サイトの開設を依頼する。

第3節 警察本部の広報

被災地における各種犯罪の予防、相談への対応をはじめ、各種警察活動により把握した災害関連情報等を、警察広報紙、県警ホームページ等を通じて広く住民に提供し、被災地域の安全、安心の確保を図る。

第4節 市町村の広報

1 広報手段

市町村は、所管区域内の防災関係機関と調整を図り、市町村防災行政無線、広報車、災害対応自動販売機の電光掲示板、あんしんトリピーメール、防災アプリ、報道機関及び広報媒体（ホームページなど）、緊急速報（エリア）メールのほか、Lアラート（災害情報共有システム）などを活用し、住民に対して広報活動を行う。

2 広報項目

市町村は、次の事項について、その都度、又は必要に応じて住民に対して広報を行う。

(1)気象の状況に関すること

(2)災害の状況に関すること

(3)避難に関すること（避難指示等の避難情報、受入れ施設）

(4)応急対策活動の状況に関すること（救護所の開設、交通機関・道路の復旧、電気・水道等の復旧、電話の利用と復旧）

(5)その他住民生活に関すること（二次災害防止情報を含む）

（給水、給食、電気・ガス・水道による二次災害防止、防疫、臨時災害相談所の開設、医療情報、安否情報、風評被害防止のための安心・安全情報）

3 県への要請

市町村は、必要に応じ、報道機関への資料提供等について県本部事務局（県本部未設置の場合は危機管理部）に要請するものとする。

第5節 防災関係機関における広報活動

- 1 防災関係各機関においても、当該機関が所掌する事務又は業務に関し、積極的に災害広報活動を行うものとする。
- 2 特に必要があるときは、県（県本部事務局又は危機管理部）、市町村及び報道機関に広報を要請する。

第6節 広聴活動計画

災害時には、被災状況や被災者の安否の確認をはじめ、ライフラインの復旧状況、生活必需品や住居の確保、生活支援制度等に関する多様な問い合わせ、相談、要望、苦情が寄せられる。これに速やかに対応するため、県及び各防災関係機関は次により広聴活動を実施するものとする。

1 県における広聴活動

（1）総合窓口の設置

ア 県（地域社会振興部）は、通常の相談窓口に加え、必要に応じ災害関連の総合窓口を設置し、各種問合せに速やかに対応するとともに、関係部局及び関係機関の窓口業務を把握しておき、内容に応じて適切な相談窓口を紹介するものとする。

イ 県本部設置時においては、県本部事務局と連携し、情報提供、相談窓口の案内等を行うものとする。

（2）広聴活動に当たっては、関係課とも連携し、効果的な情報提供、相談窓口の案内等を行うものとする。

（3）十分な情報がないもの及び他機関の対応が求められるものについては、必要に応じ関係機関に連絡し、即時対応に努めるものとする。

（4）問合せを受けた内容については、記録、類型化し、情報の共有に努めるとともに、被災者のニーズ把握に努めるものとする。

2 市町村における広聴活動

（1）被災者相談窓口の設置

ア 市町村は、必要に応じ被災者のための相談窓口を設け、質問・要望事項や苦情を聴取・把握し、その解決を図るものとする。

イ また、避難所開設時には、避難所における広聴活動に努めるものとする。

（2）十分な情報がないもの及び他機関の対応が求められるものについては、必要に応じ関係機関に連絡し、即時対応に努めるものとする。

（3）問合せを受けた内容については、記録、類型化し、情報の共有に努めるとともに、被災者のニーズ把握に努めるものとする。

3 防災関係機関における広聴活動

各防災関係機関においては、当該機関が所掌する事務又は業務に関連する問い合わせについて、速やかな対応に努めるものとする。

4 県内行政機関等による相談窓口の設置

鳥取行政監視行政相談センターは、大規模な災害が発生した場合、必要に応じ、被災者等からの各種相談、問い合わせ等に応じるための総合的な相談窓口（県内行政機関等で構成）を開設する。

県（地域社会振興部）及び市町村は、県内行政機関等申し合わせに基づき、相談窓口の運営に協力するものとする。

5 個人情報の取扱い

災害時の安否情報等、個人情報の提供・公開については、個人情報の保護に関する法律及び鳥取県個人情報保護条例の趣旨や公益上の必要性から勘案し、適切に取り扱うものとする。（第3章「災害情報等の収集及び伝達」第8節 個人情報の取扱いを参照）

第7節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 住民への広報手段、広報項目
- 2 被災者相談窓口の設置

第5章 通信の確立

(NTT西日本、NTTドコモ中国支社、KDDI、ソフトバンク、
楽天モバイル、県危機管理部、県令和の改新戦略政策戦略本部)

第1節 目的

この計画は、被災状況等に応じた適切な通信手段を選択し、災害時における各種通信を迅速確実に行うことを目的とする。

第2節 災害時の通信

1 災害時の通信手段

災害時に使用する通信手段は、基本的に次によるものとする。

種類	使用不能となる場合・特徴等
防災行政無線（地上系）	・停電時には非常用電源で機能。
防災行政無線（衛星系）	・停電時には非常用電源で機能。 ・激しい降雨の際には一時的に使用不能となる。
NTT加入電話（一般）	・輻輳時には通話制限がかかる可能性がある。 ・回線の切断時は不通。停電時は一部不通。
携帯電話（一般）	・輻輳時には通話制限がかかる可能性がある。（メール通信は比較的有効。） ・中継局の設備破損や停電時は不通。（数時間は予備バッテリー）
衛星携帯電話	・一般的に輻輳しにくい。 ・激しい降雨の際には一時的に使用不能となる。
NTT加入電話（災害時優先） 携帯電話（災害時優先）	・指定電話のみ使用可。 ・一般回線輻輳時に通話制限がかけられにくい。

（その他の使用可能な通信手段は、別表「通信手段一覧」を参照）

また、災害時において優先的に復旧する情報システムについては、鳥取県庁業務継続計画（鳥取県庁BCP（本庁版））のとおり（鳥取県庁BCP（本庁版）表2.27「優先的に復旧する情報システム」参照）とし、県本部が応急業務を行うために要する連絡及び情報発信手段を復旧させるものとする。なお、具体的な復旧の優先度は、状況に応じて県本部が判断し、必要な調整などを行うこととし、その上で、県庁業務の基盤的なシステムを順次復旧させるものとする。

区分	摘要（区分ごとのシステム等の種類）
連絡手段	①電子メール ②総合防災情報鳥取県災害情報配信システム ③とりネット（鳥取県ホームページ） ④鳥取県防災情報ポータル
県庁業務の基盤的システム	①基幹系業務システム（財務、税務、給与共通基盤） ②グループウェア（ノーツ）

2 通信手段の確保

事故又は災害において国、公共機関、県、市町村などの関係事業者等は、発生直後から、災害情報連絡のための通信手段を直ちに確保するものとする。このため、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行うこととし、そのための要員を現場等に配置する。また、国（総務省）に直ちに連絡するものとする。特に孤立地域の通信手段の確保については、特段の配慮を行うものとする。

3 県の通信体制の確立

（1）県庁舎、県本部の通信体制の確立

ア 県本部設置時には、通信断絶時に備え、衛星携帯電話を立ち上げるとともに、連絡先を関係機関に周知するものとする。

イ NTT回線の輻輳による通話規制に伴い、県庁舎内でも電話が輻輳するおそれがある場合には、災害時優先電話以外を規制することで必要な通信を確保するよう、県庁構内の電話交換機を災害優先回線モードに切り替えるものとする。

（2）被災市町村への派遣職員の通信体制の確立

県本部又は支部から市町村に派遣する職員（情報連絡員、災害時派遣チーム構成員）は、衛星携帯電話等の通信機器を用いて県本部又は支部との通信連絡を行う。

（3）通信ネットワークの確保

災害等の発生時の応急対応を的確かつ速やかに実施するため、次の機関について優先的に通信手段を確保する。

機関	通信手段
警察本部	防災行政無線、電話（固定、携帯、衛星）、鳥取情報ハイウェイ

機関	通信手段
市町村	防災行政無線、電話（固定、携帯、衛星）、鳥取情報ハイウェイ
消防局	防災行政無線、電話（固定、携帯、衛星）、鳥取情報ハイウェイ
陸上自衛隊（第8普通科連隊）	防災行政無線、電話（固定、携帯、衛星）
第八管区海上保安本部	防災行政無線、電話（固定、携帯、衛星）
各総合事務所（東部圏域においては東部地域振興事務所）	防災行政無線、電話（固定、携帯、衛星）、鳥取情報ハイウェイ
防災航空センター	防災行政無線、電話（固定、携帯、衛星）
国（消防庁）	中央防災無線、消防防災無線、電話（固定、携帯、衛星）
全国知事会・中国知事会	電話（固定、携帯、衛星）
関西広域連合	電話（固定、携帯、衛星）
災害時応援協定カウンターパート（島根県、徳島県、岡山県）	消防防災無線、電話（固定、携帯、衛星）
日本赤十字社	電話（固定、携帯、衛星）
災害拠点病院	防災行政無線、電話（固定、携帯、衛星）、鳥取情報ハイウェイ
テレビ、ラジオ等報道機関	電話（固定、携帯、衛星）、防災行政無線（MCA）
ライフライン事業者	中央防災無線、電話（固定、携帯、衛星）

4 災害対策用移動通信機器等及び移動電源車の借受等

総務省中国総合通信局においては、非常災害時において災害の応急復旧用に必要な通信を確保するための「災害対策用移動通信機器」と被災地や避難所等住民への災害支援や生活情報等の提供を支援する「臨時災害放送局用機器」を配備し、要請があった場合には迅速に被災地に搬入できる体制を整備するとともに、電気通信事業者等に対しては、携帯電話等の貸出の要請を行う体制の整備を行っている。

また、災害発生による通信・放送設備の電源供給停止時の応急電源確保のため、防災行政無線を運用する地方公共団体等に移動電源車を貸し出し、通信の確保を行う体制を整備している。

県及び市町村は、必要に応じこれらの機器及び移動電源車の借受け申請を総務省中国総合通信局に対して行い、貸与を受けるものとする。

なお、各機関が所有する災害対策用機器等の種類及び貸与条件等は、次のとおりである。

	種類	貸与条件等	台数	備考
中国総合通信局	移動通信機（衛星携帯電話・MCA・簡易無線）	機器貸与：無償 新規加入料：不要 基本料・通話料：不要	約1,500台	中国総合通信局を経由し貸出要請を行い、全国にある備蓄基地から搬入する。
	移動電源車	車両貸与：無償 運用経費：要	中型電源車1台（発電容量100kVA）	他の総合通信局に配備されている移動電源車についても、貸与可能である。
	臨時災害放送局用機器（FM局）	機器貸与：無償 運用経費：要	1台	他の総合通信局に配備されている臨時災害放送機器についても貸与可能である。
KDDI中国総支社	携帯電話		約100台	電話による要請で調達可能。
	衛星携帯電話		約10台	
NTTドコモ中国支社	携帯電話		280台（うち鳥取支店30台）	・電話による要請で調達可能。 ・不足した際には本社、他支社より調達する。
	衛星携帯電話		105台（うち鳥取支店10台）	
ソフトバンク	携帯電話・衛星携帯電話等		全国で1500台、台数は災害規模・他地域の状況により判断	
楽天モバイル	携帯電話・衛星携帯電話等		全国で150台（内訳：携帯電話100台、衛星携帯電話50台）、台数は災害規模・他地域の状況により判断	

*電気通信事業者の貸し出し条件等は、各事業者の判断による

5 ネットワーク機器等の予備資機材等の借受

県（令和の改新政策戦略本部）は、災害等の発生により情報通信ネットワーク、情報システムに支障が生じた場合には、必要に応じて岡山県との「災害等発生時における情報発信等に関する相互支援協定」（資料編参照）に基づき、岡山県に対し、岡山県が所有・保管している光ファイバーケーブル及びネットワーク機器等の予備資機材やパソコン等の予備機材の借受について依頼するものとする。

第3節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 災害発生時の市町村の通信体制の確立
- 2 災害対策用移動通信機器等の借受

別表「通信手段一覧」

（県庁からの発信の場合）

通信手段	県庁電話 通信可否	使用可能施設	通信可能な相手			備考
			中央 省庁	都道 府県	総合事務所・市町 村・消防・自衛隊米 子、航空センター	
県防災行政無線設備（地上系・衛星系）	○	総合事務所（東部においては東部庁舎）、市町村、消防局、自衛隊等	○	○	○	防災行政用
電気通信事業者回線設備（一般）	○		○	○	○	
〃（災害時優先）	△（指定電話のみ）		○	○	○	一般回線輻輳時に、通話制限がかけられにくい
国土交通省通信設備（中央防災無線）	○	内閣府等中央省庁、指定行政機関等	○	×	×	国の通信網（都道府県は、国との緊急連絡用に利用）
〃（消防防災無線）	○	消防庁、都道府県	○	○	×	消防防災用
〃（水防無線）	○	国土交通省機関、都道府県等	○	○	△	水防道路用
警察通信設備	×	警察本部等警察機関	○	△	△	警察用
海上保安部通信設備	×	境海上保安部等海上保安庁機関	○	△	×	海上保安用
電力通信設備	×	中国電力鳥取支社 中国電力ネットワーク等	○	△	△	電気事業用
鉄道通信設備	×	鳥取駅、米子駅等	×	×	△	鉄道軌道事業用
消防用通信設備（鳥取県東部広域行政管理組合、鳥取中部ふるさと広域連合、鳥取県西部広域行政管理組合）	×	各管内の消防局施設等	×	×	△（管内のみ）	消防用
気象庁通信設備	×					気象用
自衛隊通信設備	×					防衛用

○中央防災無線

国の災害対策を円滑に実施するため、内閣府を中心に指定行政機関（中央省庁等 26 機関）、指定公共機関（NTT、日本放送協会、電力等 49 機関）、防災関係機関等を結ぶ無線通信網

○消防防災無線

総務省消防庁と全都道府県の間を結ぶ無線通信網

△・・・最寄りの使用可能施設への使送が可能

災害応急対策編（共通）第4部 防災関係機関の連携推進計画

第1章 応援活動の調整

（第八管区海上保安本部、自衛隊、県危機管理部、警察本部、消防局、市町村）

第1節 目的

この計画は、大規模災害により著しい被害が発生した場合において、県内及び当該市町村内の消防防災力をもってはこれに対処できない場合に、県内若しくは県外の防災関係機関の応援を求め、災害応急対策の推進を図ることを目的とする。

第2節 受入体制の確立

1 県の受入体制の確立

- （1）県本部事務局は、関係機関や国の情報先遣チーム等の応援又は派遣を受ける場合、県庁内外に連絡要員等の受入スペース及び通信機器等を確保又は設置し、受入体制を確立するものとする。
- （2）県本部での受入が想定される機関のうち主なものは以下のとおり
 ア 自衛隊 イ 海上保安庁 ウ 緊急消防援助隊 エ 中国地方整備局 オ 国情報先遣チーム
 カ 中国ブロック、四国ブロック キ 兵庫県 ク 徳島県 ケ DMAT
- （3）必要に応じて、現地本部における受入体制を同様に確立するものとする。
- （4）県本部事務局は、国や県外自治体・関係機関等の応援職員の宿泊先の確保について調整すると共に、必要に応じて宿泊施設として活用可能な施設の調整及び確保を行う。

2 市町村の受入体制の確立

- （1）市町村は、国や関係機関等の応援を受ける場合、必要に応じて市町村役場庁舎等に連絡要員の受入スペースを確保し、受入体制を確立するものとする。
- （2）市町村は、国や関係機関等の応援職員の宿泊先の確保について調整すると共に、必要に応じて宿泊施設として活用可能な施設の調整及び確保を行う。

3 政府の現地対策本部との連携の確立

- （1）県及び市町村は、政府の現地対策本部が設置された場合は、調整の上、庁舎内等に受入れスペースを確保するとともに、国の支援活動が円滑に行われるよう、密接な連携体制の確保に努めるものとする。
- （2）また、災害対策本部会議や、現地対策本部との合同会議等を通じて、関係機関も含め、情報の共有と状況認識の統一を図るものとする。
- （3）国の現地対策本部は、次の構成員とされている。
 ア 現地対策本部長 内閣府副大臣又は大臣政務官（事故災害の場合は担当省庁の副大臣又は大臣政務官）
 イ 本部員 本省庁の課長級職員又は地方行政機関の部長級職員

4 関係機関の合同協議スペースの確保

県本部事務局は、国現地災害対策本部・警察本部・消防・海上保安庁・自衛隊・県外応援自治体・災害専門NPO等の関係機関による合同での災害対応が円滑にできるよう、県庁第二庁舎の災害オペレーション室を中心として関係機関の待機場所を確保する。

5 関係機関とのシステムを活用した情報共有

県警本部・消防・自衛隊等の防災関係機関は、鳥取県総合防災情報システムにより県本部事務局と被害状況等を共有する。

第3節 関係機関調整会議の開催

県本部事務局は、警察本部・消防・海上保安庁・自衛隊等の複数の機関から応援を受けた場合は、部隊の活動区域、活動内容等を調整するため、「関係機関調整会議」を適宜開催し、迅速的確な応急活動の実施を図る。

1 開催目的

関係機関による各種災害応急活動が円滑に実施されるため、活動を調整することを目的とする。

2 開催時期

応援を受ける際、又は応援を受けた早期の段階に開催することとし、以降は必要に応じて開催する。

3 開催場所

開催場所は、次のいずれかの場所とする。なお、必要に応じてウェブ会議による開催を調整する。

- （1）県本部
- （2）支部
- （3）現地本部
- （4）その他関係機関で協議の上定めた場所

4 参加者

- （1）県本部事務局（主催）

(2) 次の各応援機関の連絡責任者等

ア 警察本部 イ 緊急消防援助隊指揮支援部隊長、代表消防機関（東部消防局又は西部消防局）及び被災地消防局 ウ 陸上自衛隊 エ 海上自衛隊 オ 航空自衛隊 カ 海上保安庁 キ 鳥取地方気象台 ク DMA T ケ 中国地方整備局 コ 国の現地対策本部

(3) 県実施部の連絡責任者

ア 令和の改新政策戦略本部 イ 福祉保健部 ウ 県土整備部 エ その他必要な部局

(4) その他県本部が必要と認める者

5 調整内容

(1) 情報共有事項

ア 被害状況（建物被害、人的被害）
イ 被災者の要求事項
ウ 地震活動状況又は気象状況
エ 各機関の活動状況（体制、装備、通信体制）
オ 道路等の状況
カ 県、市町村の受援体制

(2) 活動調整事項等

ア 情報の入手及び提供
イ 各関係機関の役割、活動区域、活動内容、活動要領
ウ 部隊進入要領、到着日時、活動拠点
エ 部隊応援
オ 機動運用調整（航空・海上・陸上）
カ 統制、調整要領
ク 撤収時期、撤収要領

6 活動拠点の確保

(1) 活動拠点については、関係機関調整会議においてあらかじめ定めた候補地から選定するものとする。

(2) 各応援機関又は県本部事務局は、施設の被害状況、避難者等の状況を勘案して選定し、次の区分に従い、使用方法等について施設管理者又は所有者と調整するものとする。

ア 自衛隊の災害派遣に係る受援・・・県本部事務局
イ 緊急消防援助隊に係る受援・・・活動拠点等を管轄する消防局

(3) 各受援計画であらかじめ定められた活動拠点等のうち、主なものは次表のとおり。

地区	活動拠点等	地上部隊		航空部隊		海上部隊
		緊急消防援助隊	自衛隊	緊急消防援助隊	自衛隊	自衛隊
東部地区	砂丘県営駐車場（鳥取市浜坂）	●				
	千代川緑地【市民スポーツ広場】（鳥取市古市）	●				
	千代川倉田緑地【千代川倉田スポーツ広場】（鳥取市円通寺）	●				
	鳥取空港（鳥取市湖山町西）			●	●	
	鳥取港（鳥取市港町）	●				●
	ヤマタスポーツパーク（鳥取市布勢）※広域防災拠点	●		●		
	鳥取砂丘オアシス広場（鳥取市福部町湯山）	●				
	河原 I C 駐車場（鳥取市河原町山手）	●				
	リンピアいなば（鳥取市河原町山手）	●				
	青谷農村広場（鳥取市青谷町青谷）	●				
	用瀬運動公園（鳥取市用瀬町用瀬）		●		●	
	八束水チェーン脱着場（鳥取市気高町八束水）	●				
	岩美町民総合運動場（岩美町高山）	●				
	道の駅きなんせ岩美（岩美町新井）	●				
	旧若桜町森林組合貯木場跡地（若桜町若桜）	●				
	須澄チェーン脱着場（若桜町須澄）	●				
	智頭町民運動場（智頭町智頭）	●				
	道の駅はっとう（八頭町徳丸）	●				

地区	活動拠点等	地上部隊		航空部隊		海上部隊
		緊急消防 援助隊	自衛隊	緊急消防 援助隊	自衛隊	自衛隊
中部地区	久米農村広場（倉吉市福富）		●			
	倉吉市陸上競技場（倉吉市葵町）				●	
	天神川河川防災ステーション（倉吉市福守町）	●				
	倉吉市関金総合運動公園（倉吉市関金町関金宿）	●				
	東郷湖羽合臨海公園（湯梨浜町南谷）	●		●		
	道の駅琴の浦（琴浦町別所）	●				
	<u>道の駅ほうじょう（北栄町国坂）※広域防災拠点</u>					
	お台場公園（北栄町由良宿）	●				
西部地区	鳥取県消防学校（米子市流通町）	●		●		
	米子市東山運動公園補助グラウンド（米子市東山町）	●				
	米子市東山運動公園スポーツ広場（米子市車尾）	●				
	米子市弓ヶ浜公園（米子市両三柳）	●				
	米子市淀江運動公園スポーツ広場（米子市淀江町西原）	●				
	境港（境港市大正町）					●
	境港市民スポーツ広場（境港市夕日ヶ丘）	●				
	米子空港（境港市佐斐神町）			●	●	
	大山町大山農村広場（大山町今在家）	●				
	大山町中山運動場（大山町下甲）	●				
	大山町名和総合運動公園（大山町名和）	●				
	<u>とっとり花回廊（南部町鶴田）※広域防災拠点</u>					
	南部町西伯カントリーパークグラウンド（南部町能竹）	●				
	南部町民運動場（南部町浅井）	●	●			
	伯耆町総合スポーツ公園グラウンド（伯耆町大原）	●				
	伯耆町民グラウンド（伯耆町吉長）	●				
	伯耆町立溝口中学校グラウンド（伯耆町長山）	●				
	日南町総合運動場（日南町生山）	●				
	日南町立日野上小学校跡地（日南町三栄）	●				
	日野町立日野中学校グラウンド（日野町野田）	●				
	江府町総合グラウンド（江府町大字州河崎）	●				

※地上部隊の活動拠点については、自衛隊や緊急消防援助隊の派遣規模、災害発生場所等により、緊急消防援助隊の活動拠点を自衛隊、警察部隊が使用することがある。

第4節 災害現場における各機関の連携

災害現場においては、消防局、消防団、警察、県、市町村等の関係機関・団体及び地域住民が混在し、合同で活動する機会が多いことから、各関係機関・団体の現場責任者は、二次災害の防止に配慮しつつ、活動上必要な事項（相互の体制、活動区域及び活動内容等）についての確認に努めたり、必要に応じて合同調整を行う場を設置する等、十分な連携を図るものとする。（鳥取県災害初動対処計画参照）

第5節 防災関係機関の動員計画及び主な対応等

配備基準等は地震災害によるもの

1 東部広域行政管理組合消防局

配備基準	配備体制		対応等
震度3	警戒配備体制		準備体制又は警戒体制をとる
震度4	災害配備体制	第1配備	増強隊、偵察隊を編成し災害活動実施
震度5弱～5強		第2配備	地震災害等消防対策本部を設置、緊急消防援助隊要請時は消防局指揮本部に移行、初動活動及び情報収集実施
震度6弱以上		第3配備	第2配備までの体制に加え、応援受援体制をとる

2 中部ふるさと広域連合消防局

配備基準	配備体制		対応等
震度4以上	警防本部	第1次運用	被害情報収集及び警戒体制
震度5弱以上		第2次運用	特別警戒体制
震度5強・6弱		第3次運用	地震災害警防本部、指揮本部を設置 応援受援体制
震度6強以上		第4次運用	

3 西部広域行政管理組合消防局

配備基準	対応等
震度4	消防局警戒本部を設置
震度5弱以上	消防局指揮本部を設置

4 警察本部

配備基準	配備体制	対応等
震度4～5弱	準備体制	災害警備連絡室を設置
震度5強以上	警戒体制又は非常体制	総合災害警備本部、特別災害警備本部又は非常災害警備本部を設置（被害の程度により配備体制、本部長が異なる）

5 自衛隊（第8普通科連隊等）

- (1) 震度5強以上で直ちに航空偵察を実施する。なお、状況により地上偵察を実施する。
 (2) 発生した事態に応じて、自治体に連絡員を派遣する。

6 第八管区海上保安本部（境海上保安部）

配備基準	対応等
震度5強	職員の自主参集
震度6弱以上	災害対策本部を設置

第6節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 関係機関等の応援の受入体制の確立
- 2 現場活動における関係機関相互の連携

第2章 資機材等の調達及び受援

（中国地方整備局、県危機管理部、県生活環境部、県農林水産部、県県土整備部）

第1節 目的

この計画は、災害に際し、必要な資機材（建設機械、資材）の現況把握、緊急使用等について定め、応急対策を円滑に実施することを目的とする。

第2節 資機材の調達受援

1 実施機関

- （1）応急対策に必要な資機材は、原則として県、市町村、各実施機関が各々調達するものとする。
- （2）県（実施部）は、あらかじめ把握している調査結果を基に、県内の防災関係機関及び建設事業者等が保有する資機材の現況把握を行う。
- （3）県（実施部）は、必要に応じて上記の資機材から緊急調達又は技能者等要員等の応援要請するものとする。
（市町村から応援要請があったときを含む）
- （4）必要に応じて、市町村が使用する資機材を、県が一括して調達するものとする。
ア 複数市町村及び複数現場で大規模に被災し、調達要請が輻輳するおそれがあるとき等は、県が、調達元、調達先、調達数量などの総合的な調整を行う。
イ 市町村等の要請元に対して県が一括して調達する旨を連絡し、必要な資機材を県に申し出るよう助言。
- （5）県（実施部）は、県内調達で不足するとき、中国地方整備局等関係指定地方行政機関及び西日本高速道路（株）に対する応援要請により所要の資機材の確保を図る。
- （6）県（県本部事務局又は危機管理部）は、必要に応じ、自衛隊に対する災害派遣要請等により応急対策を図る。

2 資機材等の応援要請

- （1）建設事業者等に対する応援要請
ア 建設事業者等との提携
県は、資機材及び技能者等要員の調達、提供について各県土整備事務所・県土整備局ごとに、建設業協会、造園建設業協会及び管工事業協会、石油商業組合との協定に基づき、応援要請を行う。
イ 調達資機材等の集積及び技能者等要員の派遣場所
県と建設業協会等との協定により調達された資機材の集積場所及び技能者等要員の派遣場所は県の指示する場所とする。
- （2）中国地方整備局に対する応援要請
ア 県は、大規模な災害が発生し本部長が必要と認める場合、中国地方整備局（統括防災官室）に対し、同整備局所管の災害対策用の建設機械等の貸付要請を行うものとする。
イ オペレーター等の費用については、原則として要請側の負担とする。
- （3）西日本高速道路（株）に対する応援要請
ア 県は、大規模な災害が発生し本部長が必要と認める場合、西日本高速道路（株）中国支社に対し、同社及びグループ会社等の建設機械等の提供について要請するものとする。
イ 資機材の提供に係る費用は、原則として要請側の負担とする。

3 資機材等の調達・受援及び運用等に係る調整

- 県（県土整備部）は、必要に応じ、資機材等の調達・受援及び運用などについて調整を行う。
- （1）複数の地区で必要な資機材等について、優先的、重点的に投入する地区などの調整
 - （2）被災者の救出救助と道路の応急復旧など、複数の用途で同時に必要となる資機材に係る調整
 - （3）道路管理者など、複数の機関で同時に必要となる資機材に係る調整

第3節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1 資機材等の調達及び受援

第3章 自治体の広域応援

（県危機管理部、県令和の改新政策戦略本部、市町村）

第1節 目的

この計画は、大規模災害により著しい被害が発生した場合において、県内及び当該市町村内の消防防災力をもってはこれに対処できない場合に、県内若しくは県外の自治体の応援を求め、災害応急対策の推進を図ることを目的とする。

第2節 県内自治体の相互応援

1 県内自治体への応援要請

（1）被災市町村は、災害応急措置実施のため必要があるときは、災害対策基本法第67条、第68条の規定及び相互応援協定に基づき、県（県本部事務局又は危機管理部）及び被災地外の県内市町村に応援を要請する。

（2）応援の種類は以下のとおり

- ア 食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供
- イ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- ウ 救援、消火、救急活動等に必要な車両、舟艇、航空機及び資機材の提供
- エ 医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- オ 被災者を一時受入れするための施設の提供
- カ その他特に要請のあった事項

（3）応援の要請に当たっては、次に掲げる事項を明らかにして応援要請を行う。（後日、文書を提出）

- ア 被害の状況 イ 応援を要する物資等の品名、数量等 ウ 応援を要する職種別人員
- エ 応援職員を一時受入れするための施設の規模 オ 応援場所及び応援場所への経路
- カ 応援の期間 キ その他必要な事項

（4）また、被災地外の市町村は、特に緊急を要すると判断した場合、要請を持たずに必要な応援を行うものとする。（被災市町村からの要請があったものとみなす。）

2 連携備蓄の応援

（1）被災市町村は、発災当初、避難者等が多数発生し物資の供給が必要となることが予想される場合、県（県本部事務局又は危機管理部）に必要となる物資の種類及び数量について報告するものとする。

（2）被災市町村を応援する市町村は、原則として県が調整して決定するものとする。

（3）被災地外の市町村は、一定以上の震度の地震の発生等大規模な被害が想定される場合は、連携備蓄物資が災害発生当初において必要となることに鑑み、県の調整を待たずして、自主的に被災市町村を応援するよう努めるものとする。

3 費用負担

（1）応援に要した経費は、原則として応援を受けた被災市町村の負担とする。

（2）応援を受けた被災市町村から要請があった場合には、応援した市町村は当該経費を一時繰替支弁するものとする。

第3節 県外自治体への応援要請

1 災害発生時の県外自治体への応援要請

（1）県（県本部事務局）は、大規模な災害等が発生し、県内の防災力のみでは十分な応急措置をとることができず必要があると認めるときは、災害対策基本法第74条の規定又は各相互応援協定に基づき、他都道府県に応援を求める。

なお、応援要請の順序及び基準の目安は次のとおり。（この際、それぞれの協定は他の協定による応援を妨げるものではないことに留意。）

ア 中国ブロックの県、兵庫県、徳島県

県内の人員・物資では、早急な応急措置をとることができない又は物資が不足すると認めるとき

イ 四国ブロックの県（中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定）

中国ブロック、兵庫県、徳島県の応援を受けても、早急な応急措置をとることができない又は物資が不足すると認めるとき

ウ 他ブロック都道府県（全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定）

中国・四国ブロック、兵庫県、徳島県の応援を受けても、早急な応急措置をとることができない又は物資が不足すると認めるとき

（2）応援要請に係る手順

ア 応援要請は、電話、ファクシミリその他迅速な方法で行うこととし、事後に必ず文書による要請を行うものとする。

- イ 応援要請に当たっては次の事項を明確にし、応援が迅速、確実に実施できるようにする。
- (ア) 応援を必要とする理由、業務の種類、場所、数量（災害応急対策要員、労務、機械、物資）
 - (イ) 災害応急対策要員、労務、機械、物資等の輸送場所、日時、応援を必要とする期間等
 - (ウ) その他応援に関し必要な事項
- ウ 必要に応じてブロックの幹事県に対して、広域応援の調整業務を行う職員の派遣を求めるものとする。
- エ 県内の被災市町村から、短期の事務要員に係る人的支援の要請等があった場合は、県（県本部事務局）は、総務省及び同省の「応急対策職員派遣制度」におけるブロック幹事県にその旨を連絡し、必要に応じて当該システムによる対口支援の実施について調整を行うものとする。

2 主な応援業務

- (1) 災害時における職員派遣（看護師、保健師、応急危険度判定要員、被災度判定要員等）
- (2) 災害時における物資の提供（毛布、ブルーシート、紙おむつ等の生鮮品以外の物資等）

3 応援費用の負担

応援に要した経費は、原則として要請県（要請市町村）の負担とするが、応援業務の内容により所要経費が極めて軽微なものについては、協定により応援実施者の負担とすることができるようにする。

第4節 中国ブロックにおける広域支援体制

1 カウンターパート制による支援

- (1) 中国ブロック内で大規模な災害が発生した場合、中国5県は、被災県に対する支援を行う県を予め定めたカウンターパート制により災害等発生当初から円滑かつ迅速に支援を実施する。
 - (2) 支援担当県は、以下のとき支援対象県と相互に連絡し、被害状況等の情報共有を開始する。
 - ・ 支援対象県に災害対策本部が設置されたとき
 - ・ 支援対象県で、震度6弱以上の地震が観測されたとき又は大津波警報が発表されたとき
 - ・ 支援対象県で、被害の規模が甚大な災害等が発生したとの情報を得たとき
 - (3) 支援担当県は、以下のとき支援対象県に情報連絡員を派遣し、情報収集を行う。
 - ・ 支援対象県から支援担当県に支援要請の意向が示されたとき
 - ・ 支援担当県が支援が必要と判断し情報連絡員派遣の申し出を行い、支援対象県がその受入れを了承したとき
 - ・ 通信途絶等により、支援対象県の被害状況等の情報を収集することが困難な場合で、支援対象県に甚大な被害が推測されるとき
- ※支援担当県が支援対象県に情報連絡員を派遣したときには、中国地方知事会会長県にその旨を連絡する。

[カウンターパート制による支援順位]

支援対象県	支援担当県			
	第1順位	第2順位	第3順位	第4順位
鳥取県	岡山県	島根県	広島県	山口県
島根県	鳥取県	広島県	山口県	岡山県
岡山県	広島県	鳥取県	山口県	島根県
広島県	山口県	岡山県	島根県	鳥取県
山口県	島根県	広島県	鳥取県	岡山県

[広域応援担当部局連絡先（令和6年4月現在）＊勤務時間内に限る]

連絡担当部局	島根県	岡山県	広島県	山口県	全国知事会
	防災危機管理課	危機管理課	危機管理課	防災危機管理課	調査第二部
電話（NTT）	0852-22-5885	086-226-7293	082-513-2785	083-933-2360	03-5212-9131
FAX（NTT）	0852-22-5930	086-225-4659	082-227-2122	083-933-2408	03-5212-9129
電話（衛星）	032-300-25885	033-101-2211	034-101-2785	035-201-2360	048-300-9-5092
FAX（衛星）	032-300-25930	033-101-2228	034-101-119	035-201-2408	—
電話（消防無線）	32-25885	33-2211	34-84	35-7-2360	—
FAX（消防無線）	32-25930	33-2228	34-89	35-7-2408	—

＊勤務時間外の連絡先については、全国知事会作成の担当部局名簿による。

2 中国5県広域支援本部による支援

- (1) 中国5県は、被災状況に応じた、よりの確な支援の実施のため、中国地方知事会会長県に必要に応じて中国5県広域支援本部を設置する。
- (2) 中国5県広域支援本部に対する支援の要請は、被災県から中国地方知事会の会長県に対し、所定の方法により行う。
- (3) 中国5県広域支援本部は、中国ブロック内各県、他ブロック及び全国知事会等と広域支援に係る包括的な調整を行う。

- (4)被災県以外の各県は、必要に応じて広域支援本部に連絡調整員を派遣するとともに、広域支援本部の調整の下、被災県が必要とする支援を行う。
- (5)支援担当県は、被災地ニーズ、支援状況等を広域支援本部に報告する。

第5節 全国知事会における広域相互応援体制

1 全国知事会による情報収集

いずれかの都道府県で、震度6弱以上の地震が観測された場合又はそれに相当する程度の災害が発生したと考えられる場合、全国知事会は、災害対策都道府県連絡本部を設置し、被災県及び被災県が所属するブロック知事会の幹事県などから被災情報等の収集を行う。

2 全国知事会による応援

(1)被災県は、広域応援の要請をしようとするときは、自らが所属するブロック知事会幹事県に対し、被害状況等を報告するとともに所定の方法により応援要請を行う。ブロック知事会幹事県は、ブロック内での支援では対策が十分に実施できない場合には、全国知事会に対し、広域応援の要請を行う。

(2)全国知事会は、被災県が所属するブロック知事会幹事県から応援要請があった場合には、全国的な広域応援を実施するため、各都道府県に対して応援の要請を行う。

3 他都道府県の応援実施のための情報収集

他県等で、次のいずれかの災害が発生した場合は、県（危機管理部）は、中国ブロック幹事県等を通じて被害程度や応援の必要性等の情報収集を実施し、必要であれば中国ブロック幹事県を通じて応援を実施する。

- (1)震度6弱以上の地震が発生したとき
- (2)自衛隊又は緊急消防援助隊の派遣を伴う災害が発生したとき

第6節 大規模災害発生時における県内市町村への応援の要請

大規模災害発生時において、県は、被災都道府県からその区域内の被災市町村に対する応援職員の派遣要請を受けた場合、災害対策基本法の規定に基づき、県内市町村に対し当該被災市町村の応援を求めることができる。

県内の市町村からの応援職員だけでは、被災市町村からの要請に対応できない場合は、必要に応じて、県外自治体に応援要請を行う。

第7節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1 災害発生時の県及び県内市町村への応援及び応援の要請

- (1)応援の種類
- (2)応援要請の方法
- (3)緊急を要する場合の自主応援

2 災害発生時の県外の市町村への応援及び応援の要請

- (1)応援の種類
- (2)応援要請の方法
- (3)緊急を要する場合の自主応援

3 連携備蓄の応援

第4章 消防活動

（消防局、市町村、県危機管理部、警察本部）

第1節 目的

この計画は、消防施設及び人員を活用して住民の生命、身体及び財産を風水害その他の災害から保護するとともに、これらの災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

第2節 消防活動

消防局、市町村、県等は、災害発生時に、県民の生命、身体及び財産を早期に保護するため、火災防御、救急、救助活動等を実施する。

1 実施機関及び活動内容

（1）消防局

消防局は、人員、装備を動員し、次の活動を行う。

- | | | |
|------------|----------|-----------|
| ア 情報収集伝達活動 | イ 火災防御活動 | ウ 救助活動 |
| エ 救急活動 | オ 水防活動 | カ 住民の避難誘導 |

（2）市町村

ア 市町村は、消防団を動員し、次の活動を行う。

- | | | |
|-------------|------------|---------|
| （ア）情報収集伝達活動 | （イ）火災防御活動 | （ウ）救助活動 |
| （エ）水防活動 | （オ）住民の避難誘導 | |

イ 鳥取県水難救済会の救難所を有する沿岸市町村は、海上保安部（署）から出動要請があったときは、救難所所属の救助員及び船等を出動させ水難救助活動及び行方不明者の捜索を行う。

ウ 消防団は、大規模な災害が発生し、常備消防の到着が遅れている等の場合、市町村と併せて県本部事務局（県本部を設置していない場合、危機管理部）又は消防局に対して被害情報の提供を行う。

エ また、市町村は、自主防災組織と連携し、自主防災組織の実施する救助、救援活動を支援するものとする。

（3）県（危機管理部）

県（危機管理部）は、消防局及び市町村等と連携し、関係機関との必要な連絡調整等を行う。

（4）警察本部

警察本部は、消防活動について、消防局と相互に協力する。

（5）自主防災組織、事業所等地域の防災組織

自主防災組織及び事業所等地域の防災組織は、次により自主的に活動を行うものとする。

- ア 災害情報を収集し、地域住民や関係者への伝達を行う。
- イ 地域内の被害状況を調査し、被害の早期把握に努める。
- ウ 地域住民や関係者を、指定された避難所等の安全な場所へ誘導する。
- エ 保有資機材を活用し、被災者の救助活動を行う。
- オ 地域や事業所の被災状況、避難状況及び救助活動の状況等を市町村、消防局、警察等へ通報する。
- カ 活動を行うときは、可能な限り市町村、消防局、警察等の防災関係機関と連携を図る。

第3節 消防広域応援計画

1 県内の広域消防相互応援

（1）被災地の広域行政管理組合又は広域連合（以下「被災地組合」という。）は、被災地消防局の消防力だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに県内の他の消防局に対して応援を要請する。

（2）応援費用は、鳥取県下広域消防相互応援協定に定める負担区分による。

2 県による航空消防支援

（1）被災地の消防局は、県消防防災ヘリコプターによる災害応急対策活動、火災防御活動、救急活動、救助活動のいずれかの活動が必要と判断したときは、県に対して支援の要請を行う。

（2）受入体制

支援要請をした消防局は、消防防災航空センターと緊密な連絡をとるとともに、必要に応じて次の受入体制を整えるものとする。

- ア 離着陸場所の確保及び安全対策
- イ 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院への搬送手配
- ウ その他必要な地上支援

（3）県消防防災ヘリコプターの運航経費は、原則として県が負担する。

3 隣県の消防機関との相互応援

被災地組合は、被災地消防局の消防力だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、相互応援協定に基づ

く応援要請を行う。

4 緊急消防援助隊による応援

(1) 県への応援要請

被災地組合は、県内の消防応援だけでは十分な体制を取ることができないと判断したときは、速やかに県（危機管理部）に緊急消防援助隊の応援を要請する。

(2) 消防庁への応援要請

県（危機管理部）は、(1)の要請を受けたときは、消防組織法第44条第1-3項に基づき県内の被災状況を勘案の上、消防庁に対し応援の要請を行う。

なお、被災地組合から応援要請がない場合であっても、代表消防機関（東部消防局）又は代表消防機関代行（西部消防局）と協議し、緊急消防援助隊の出動が必要だと判断した場合は、消防庁に対し応援の要請を行う。

(3) 緊急消防援助隊の活動内容

- ア 災害に関する情報の収集及び伝達
- イ 陸上部隊及び航空部隊による消火活動、要救助者の捜索・救助活動及び救急活動
- ウ 特殊な災害（毒劇物、大規模危険物災害等）に対応する消防活動及び特別な装備を用いた消防活動
- エ 緊急消防援助隊に係る指揮の支援活動
- オ その他必要な活動

(4) 消防応援活動調整本部の設置

ア 県は、緊急消防援助隊が出動する災害が発生したときは、直ちに下表の区分により消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）を設置するとともに、「鳥取県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、調整本部を運営するものとする。

調整本部の名称	設置者	本部長	副本部長	設置場所
鳥取県消防応援活動調整本部	知事	知事	危機管理部消防防災課長 指揮支援部隊長	県庁第二庁舎4階
（調整本部の事務） (1) 現地消防局の活動、応援部隊の活動及び緊急消防援助隊の活動調整に関する事 (2) 緊急消防援助隊の部隊移動に関する事 (3) 各種情報の集約及び整理に関する事 (4) 自衛隊、警察等関係機関との連絡調整に関する事 (5) その他必要な事項に関する事				

イ 県は調整本部を設置したときは、その旨を消防庁及び調整本部の関係機関に連絡するとともに、本部員の派遣を要請するものとする。

ウ 県は、緊急消防援助隊の応援決定通知を受けたときは、その旨を被災地組合及び代表消防機関（東部消防局）に通知するものとする。

(5) 指揮本部の設置等

ア 指揮者（被災地消防局長）は、緊急消防援助隊が出動する災害が発生したときは、直ちに自らを本部長とする指揮本部を設置するものとする。

イ 指揮者は、早期に被害状況、緊急消防援助隊の応援が必要な地域の確認を行い、調整本部に報告するとともに、緊急消防援助隊の受入体制を整える。

ウ 調整本部は、イの報告を取りまとめて消防庁に報告する。

(6) 進出拠点の決定

ア 調整本部は、緊急消防援助隊の進出拠点について消防庁及び被災地組合と協議

イ 調整本部は、消防庁から進出拠点の決定を受け、進出拠点を担当する消防局に連絡

ウ 進出拠点を担当する消防局は、進出拠点に連絡員等を派遣

(7) 宿営場所の決定

調整本部は、被災地組合と協議して緊急消防援助隊の宿営場所を決定し、消防庁に報告する。

(8) 燃料等調達要請

調整本部は、緊急消防援助隊の燃料、重機、物資等の調達が必要と判断した場合は、県災害対策本部と協議し、鳥取県が締結する災害時応援協定の例により要請するものとする。

(9) 知事の緊急消防援助隊に対する指示

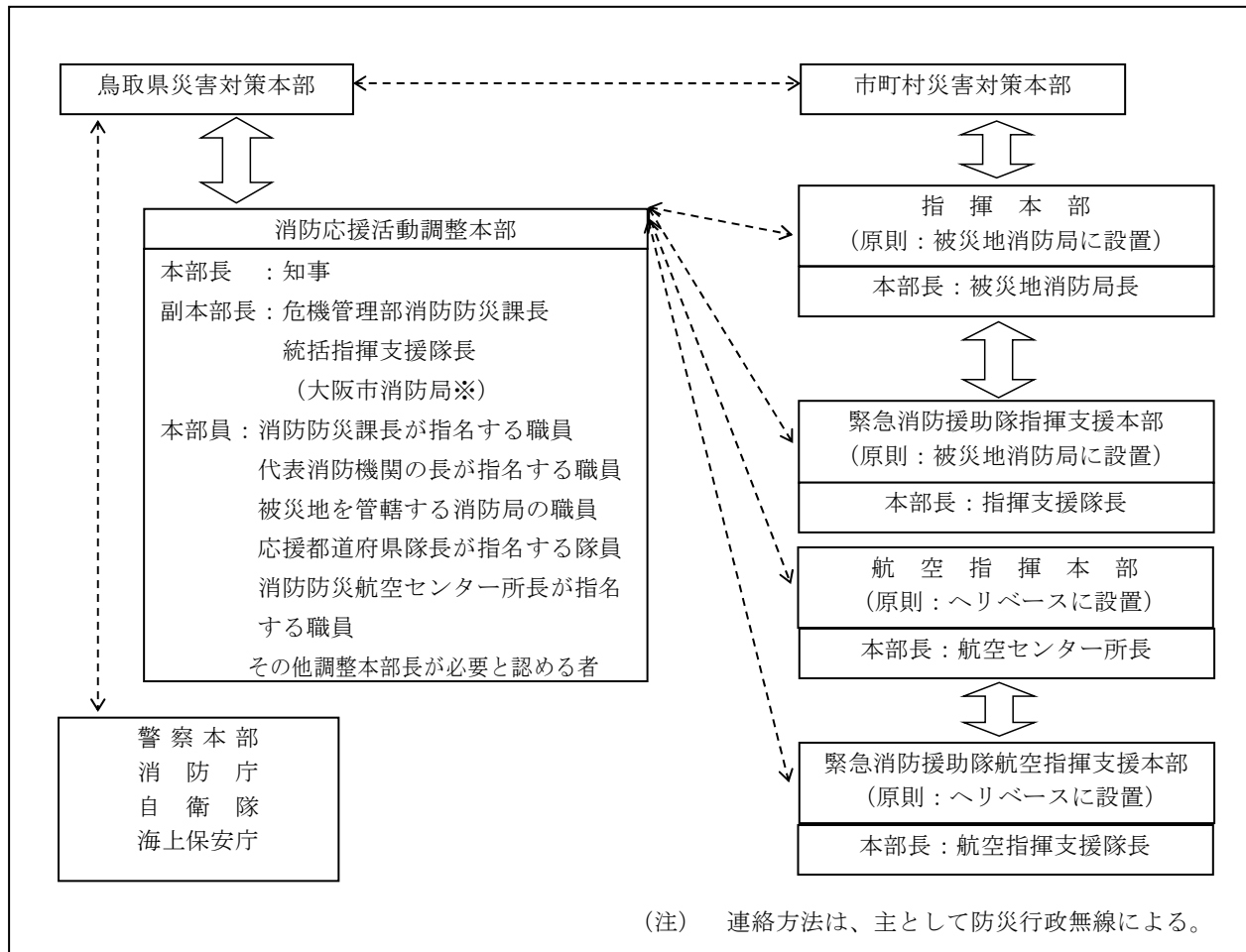
知事は県内において災害発生市町村が二以上ある場合において、緊急消防援助隊行動市町村以外の災害発生市町村の消防の応援に関し緊急の必要があると認めるときは、当該緊急消防援助隊行動市町村以外の災害発生市町村のため、緊急消防援助隊行動市町村において行動している緊急消防援助隊に対し、出動することを指示することができる。（消防組織法第44条の3）

(10-9) その他、緊急消防援助隊の受援に関することは、「鳥取県緊急消防援助隊受援計画」の定めるところによる。

5 広域航空消防応援

- (1) 概要は、第7部第5章「ヘリコプターの活用」のとおり。
 (2) 応援費用は、被災地消防局において負担する。

緊急消防援助隊の主な連絡系統図



※ 大阪市消防局が被災等により指揮支援を行うことができないときは、京都市消防局がその任に当たる。

第4節 惨事ストレス対策

救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。
 また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

第5節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1 災害発生時の火災防御、救急、救助活動等の実施

- (1) 消防団の動員による次の活動の実施

- ア 情報収集伝達活動
- イ 火災防御活動
- ウ 救助活動
- エ 水防活動
- オ 住民の避難誘導

- (2) 鳥取県水難救済会の救難所救助員及び救助船等による水難救助活動及び行方不明者の搜索（該当市町村のみ）
 (3) 大規模災害時の、消防団による県本部事務局又は消防本部への被害情報の提供
 (4) 自主防災組織の実施する救助、救援活動への支援

第５章 災害警備の実施

（警察本部）

第１節 目的

この計画は、県内において災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合の警察活動及び災害発生に備えて平素から実施すべき警察活動について必要な事項を定め、もって災害警備の適切な実施を図ることを目的とする。

第２節 警備実施計画

災害警備活動については、警察本部の定める「鳥取県警察災害警備計画」による。その災害警備活動の基本的事項は次のとおりである。

１ 災害警備本部等の設置

警備体制を発令した場合は、警察本部及び警察署に次の警備本部等を設置する。

- （１）第一次体制（準備体制）の場合は、災害警備連絡室
- （２）第二次体制（警戒体制１）の場合は、総合災害警備本部（本部長：警備部長）及び現地災害警備本部
- （３）第三次体制（警戒体制２）の場合は、特別災害警備本部（本部長：警察本部長）及び現地災害警備本部
- （４）非常体制の場合は、非常災害警備本部（本部長：警察本部長）及び現地災害警備本部

２ 災害応急対策

災害応急対策は、事案に応じて概ね次の各号に掲げる活動を行う。

- （１）災害に備えての措置
 - ア 災害警備計画の策定
 - イ 災害危険箇所等の把握
 - ウ 災害警備用装備資機材の整備
 - エ 災害警備用物資の備蓄等
 - オ 警察施設等の災害対策
 - カ 教養訓練
 - キ 情報通信の確保
 - ク 業務継続性の確保
 - ケ 交通の確保等に関する体制及び施設の整備
 - コ 避難誘導体制の整備
 - サ 関係機関との相互連携
 - シ ボランティア受け入れのための体制整備
- （２）災害発生時における措置
 - ア 初動体制の確立
 - イ 情報の収集・伝達
 - ウ 救出救助活動等
 - エ 警戒区域の設定
 - オ 避難誘導等
 - カ 緊急交通路の確保
 - キ 行方不明者の調査及び捜索
 - ク 検視・死体調査、身元確認等
 - ケ 社会秩序の維持

３ 通信の組織に関する措置

この計画における警察本部には、中国四国管区警察局鳥取県情報通信部の組織を含むものとする。

第３節 警察による広域応援

１ 警察災害派遣隊の災害派遣要請

公安委員会は、災害の規模、態様等から判断して、県内警察力だけでは警備が困難と認めるときは、警察法第60条の規定に基づき、他の都道府県警察に対して警察災害派遣隊及び装備資機材等の援助要請を行う。

２ 警察ヘリコプターの応援

概要は、災害応急対策編（共通）第７部第５章「ヘリコプターの活用」のとおり。

第6章 海上保安庁の応援要請

（第八管区海上保安本部、県危機管理部）

第1節 目的

この計画は、大規模災害により著しい被害が発生した場合において、海上保安庁の応援を要請し、災害応急対策の推進を図ることを目的とする。

第2節 救援協力要請

1 救援協力要請者

（1）知事

（2）市町村長は、海上保安庁に救援協力の要請を行う必要があると認めるときは、知事に対し、海上保安庁への救援協力の要請を求めるものとする。

2 救援協力の要請基準

災害による被害が拡大し、県等で保有する船艇、航空機では対応ができなくなり、海上保安庁が保有する巡視船艇・航空機による救援活動が必要と認められる場合、県（県本部事務局又は危機管理部）は速やかに海上保安庁に対し、救援協力要請を行うものとする。

3 救援協力の要請準備体制

（1）県（県本部事務局又は危機管理部）は、救援協力の要請を行う見込みがあるときは、あらかじめ出動準備の要請を行うものとする。

（2）県（県本部事務局又は危機管理部）は、災害の状況等により、海上保安庁との情報共有及び救援協力に関し、連絡調整を密にする必要があるときは、連絡要員の派遣を依頼する。（県本部又は県危機管理部へ）

4 救援協力の要請手続き

（1）県（県本部事務局又は危機管理部）は、災害救援活動において海上保安庁の巡視船艇・航空機を必要とする場合、次の事項を記載した文書により要請するものとする。ただし、文書による要請をするいとまがない場合は、電話等で口頭による要請を行い、後刻、第八管区海上保安本部長に対して速やかに文書を提出するものとする。

ア 災害の概要及び救援活動を要請する理由

イ 救援活動を必要とする期間

ウ 救援活動を必要とする区域及び活動内容

エ 前各号に掲げるもののほか、救援活動に必要な事項

（2）要請先（連絡窓口）については、下表のとおりである。

機関名	所在地	N T T 回線
		電話番号／ファクシミリ
第八管区海上保安本部 （警備救難部）	京都府舞鶴市宇下福井901	0773-76-4100
		0773-78-2375

5 救援協力の内容

（1）応援要請の範囲は、概ね次のとおりである。

ア 海上、港湾、河口付近における救急救命、被災者の捜索

イ 救援に関する輸送（航空機、船艇）

（ア）救助・救急活動及び医療活動の従事者並びに医薬品等人命救助に要する人員及び物資の緊急輸送

（イ）消防、水防活動等災害拡大防止のための人員及び物資の緊急輸送

（ウ）県、市町村、ライフライン事業者等の災害応急対策要員等の緊急輸送

（エ）負傷者等の後方医療機関への搬送

（オ）緊急輸送に必要な施設等の復旧等に必要な人員及び物資の輸送

（カ）食糧、水等生命の維持に必要な物資の輸送

（キ）傷病者及び被災者の被災地外への輸送

（ク）輸送施設の応急復旧等に必要な物資の輸送

（ケ）災害復旧に必要な人員及び物資の輸送

ウ 陸上におけるヘリを活用した捜索、輸送等の活動

エ 巡視船艇を活用した沿岸部の消火活動

（2）海上保安庁は、陸上における救助・救急活動等についても海上における災害応急対策業務の実施に支障がない範囲で支援を行うものとする。

6 海上保安庁の指揮組織の活用

知事は、県本部に海上保安庁の指揮組織を連携させ、組織的な救援活動を行う。

7 受入体制

知事は、救援協力が決定したときは、以下のとおり受入体制を整備する。

(1) 必要に応じて受入場所を指定し、土地及び施設管理者と土地等の使用について調整する。

(2) 関係市町村長等に通知し、受入体制の整備を依頼する。

(3) 必要に応じて関係部課職員を派遣して、県、海上保安庁及び応援を受ける関係市町村長等相互間の連絡に当たらせる。

8 負担区分

海上保安庁の救援活動に要した経費は、原則として、要請した県が負担するものとする。ただし、その区分を定めがたいものについては、県、市町村等及び海上保安庁が協議して、その都度決定し協定するものとする。

9 応援の終了

海上保安庁は、知事から撤収の要請があった場合、又は自らの判断において応援の必要がなくなったと認める場合は応援を終了し、撤収するものとする。

第3節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 海上保安庁の救援協力の要請に係る知事への要求
- 2 海上保安庁の救援協力の受入時の受入体制の整備

第7章 自衛隊の災害派遣要請

（自衛隊、県危機管理部、市町村）

第1節 目的

この計画は、大規模災害により著しい被害が発生した場合において、自衛隊の災害派遣を求め、災害応急対策の推進を図ることを目的とする。

第2節 災害派遣要請

1 災害派遣要請者

- (1) 知事
- (2) 海上保安庁長官、管区海上保安本部長
- (3) 空港事務所長（地方航空局組織規制（平成13年1月6日国土交通省令第25号）に定める空港事務所長をいう。）
- (4) 市町村長が応急措置を行う必要があると認めるときは、知事に対し、災害派遣の要請を要求することができる。（市町村長が直接自衛隊に通知を行う場合については後述）

2 災害派遣の要請基準

- (1) 災害に際して災害応急対策の実施がそれぞれの市町村長において不可能又は困難であり、当該市町村等が部隊等の派遣要請を知事に申請した場合において知事が必要と認めるとき、又は知事が自らの判断において部隊等の派遣を必要と認めるときは、知事は部隊等の派遣を要請するものとする。

なお、災害に際し被害がまさに発生しようとしている場合においても予防派遣として、その要請を行うことができる。

- (2) 自衛隊は、災害に際して特に緊急を要し、(1)の要請を待ついとまがないと認めるとき（通信等の途絶により自衛隊の部隊等が知事等と連絡が不能である場合に、市町村から災害に関する通報を受け、直ちに救援の措置を取る必要があると認められる場合を含む）は、自衛隊法第83条第2項ただし書きの規定により知事の要請を待たないで部隊を派遣することができる。

3 救援協力の要請準備体制

県（危機管理部）は、災害の状況等により、自衛隊との情報共有及び部隊等の派遣に関し、連絡調整を密にする必要があるときは、自衛隊連絡幹部の県本部（現地対策本部を含む）又は危機管理部への派遣を依頼する。

4 災害派遣の要請手続き

- (1) 市町村長は、部隊等の派遣を必要とするときは、部隊等の災害派遣要請申請書（様式は資料編のとおり）に次の事項を記載し、知事に部隊等の派遣要請を要求するものとする。ただし、事態が緊迫し、文書で申請することができないときは、電話等で通知し、事後速やかに申請書を提出する。この際、要請事項が未定の場合であっても、時機を失することなく県に要請を求めるよう努めるものとする。

ア 災害の状況及び派遣を要請する理由 イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容 エ その他参考となるべき事項

- (2) 市町村は、(1)の要求ができない場合は、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知することができる。

なお、市町村はその通知をした時は、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

- (3) 知事は、市町村から(1)の要求を受けたときは、直ちにその適否を決定し、陸上自衛隊第8普通科連隊長等に対して派遣要請を行う。この際、要請事項が未定の場合であっても時機を失することなく要請するよう努めるとともに、市町村の申請の要件不備を理由に差し戻すことなく自衛隊に要請するものとする。

- (4) 災害派遣要請の窓口は、県本部事務局又は危機管理部（危機対策・情報課）とする。

- (5) 要請先（連絡窓口）については、下表のとおりである。

機関名	所在地	N T T回線	地域衛星電話
		電話番号／ファクシミリ	電話番号／ファクシミリ
陸上自衛隊第8普通科連隊（第3科）	鳥取県米子市両三柳2603	0859-29-2161 内線235（当直302）	17-5600-11 17-5600-12（当直） F A X 17-5600-19
海上自衛隊舞鶴地方総監部（防衛部第3幕僚室）	京都府舞鶴市字余部下1190	0773-62-2250/0773-64-3609 内線2222又は2223	
航空自衛隊第3輸送航空隊（防衛部運用班）	鳥取県境港市小篠津町2258	0859-45-0211 内線231（当直225）	
自衛隊鳥取地方協力本部	鳥取市富安2丁目89-4	0857-23-2251/0857-23-2253	
（注意事項）・派遣の連絡は、陸上自衛隊とともに、海上自衛隊又は航空自衛隊の派遣が想定される場合でも、陸上自衛隊第8普通科連隊（第3科）に対して行うことで足る。 ・自衛隊鳥取地方協力本部に対し、上記の連絡を依頼することができる。			

5 部隊等の活動内容

派遣された部隊等は、主として人命又は財産の保護のため市町村長等と緊密に連絡、協力して、支援に当たる。

(1) 災害派遣の3原則（公共性・緊急性・非代替性）

- ア 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要があること
- イ 差し迫った必要があること
- ウ 自衛隊が派遣される以外に他の手段がないこと

(2) 災害派遣の活動基準

- ア 部隊等の活動は、人命救助を第一義的に行うものとする。
- イ 部隊等は、緊急度の高い施設等の最小限の応急復旧のみを行い、その後の一般的な復旧は行わないものとする。
- ウ 部隊等の活動は、公共的な施設などの応急復旧作業に従事し、個人的な整理、復旧作業は行わないものとする。

(3) 災害派遣の活動は、次のとおり。なお、既往の災害では天幕設営（宿営用天幕の場合、1張が6人用）や入浴支援を行った実績があるので留意すること。

（災害派遣時に実施する救援活動の一例）

分類	救援活動区分	救援活動の内容
救急救助	避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
	遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索救助を行う。
応急対策	被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害の状況を把握する。
	水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
	消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力し消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
	道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。
	応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
	人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
	危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する（機雷の除去、陸上において発見された不発弾の除去等を除く）。
避難者支援	給食及び給水	被災者に対し、給食及び給水を実施する。
	物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸し付けし、又は救じゅつ品を譲与する。
その他	その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。
	（予防派遣）	災害に際して被害がまさに発生しようとしている場合、災害派遣の要請を受け、事情やむを得ないと認めるときは、部隊等を派遣する。

6 自衛隊の指揮組織の活用

知事は、県本部と自衛隊の指揮組織を連携させ、組織的な救援活動を行う。

7 部隊等の受入れ措置

(1) 県は、「自衛隊受援計画」に基づき、部隊等の受入れを行う。

(2) 知事は、部隊等の災害派遣が決定したときは、以下の通り受入体制を整備する。

- ア 派遣部隊の集結場所を指定し、土地及び施設管理者と土地等の使用について調整する。
- イ 関係市町村長等に通知し、受入体制の整備を依頼する。
- ウ 必要に応じて関係部課職員を派遣して、県、部隊等及び派遣を受けた関係市町村長等相互間の連絡に当たらせる。

(3) 部隊等の派遣を受け入れた市町村長等は、次の点に留意して、部隊等の活動が十分に達成されるよう努めなければならない。

- ア 部隊等は災害応急措置を行うものであって、本格的な災害復旧工事は行わないものであること。
- イ 部隊等の活動が速やかに開始できるよう、応急措置に必要な資機材等について準備しておくこと。

ウ 部隊等を受け入れた現地には、必ず責任者を派遣し、部隊等の現地指揮官と連絡協議させ、作業に支障を来さないよう努める。

8 負担区分

災害派遣に際し要した経費の負担区分は、次のとおりとする。ただし、その区分を定めがたいものについては、県、市町村等及び自衛隊が協議して、その都度決定し協定するものとする。

- (1) 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として、要請した県が負担するものとする。
- (2) 県が負担する経費は、以下のとおりである。

- ア 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資器材等（自衛隊装備に係るものを除く）の購入費、借上料及び修繕費
- イ 派遣部隊の宿営に必要な土地・建物等の使用料、借上料、入浴料及びその他付帯する経費
- ウ 派遣部隊の救援活動に伴う光熱水料及び電話料等
- (3) 自衛隊が負担する経費は、以下のとおりである。
- ア 派遣部隊の食糧費、被服維持費、医療費、車両等の燃料及び修理費
- イ 写真用消耗品費
- ウ 派遣部隊の救援活動中に発生した損害に対する賠償費

9 部隊等の撤収

- (1) 派遣された部隊等は、知事から撤収の要請があった場合、又は自らの判断において派遣の必要がなくなったと認める場合は撤収するものとする。
- (2) 市町村は、派遣の必要がなくなったと認めるときは、撤収要請申請書（資料編のとおり）により、知事に部隊等の撤収要請を申請するものとする。
- (3) 知事は、派遣の必要がなくなったと認めるときは、3に準じ部隊等の撤収要請を陸上自衛隊第8普通科連隊長等に対して申請するものとする。

10 部隊等に関する報告

部隊等の派遣を受け入れた市町村長等（派遣要請を知事に申請した者、又は4（2）により部隊等の派遣を受け入れた場合にあっては、当該派遣の受入れをした市町村長）は、部隊等活動状況を逐次知事に報告するとともに、部隊等が撤収した後速やかに部隊等に関する報告書（資料編のとおり）により知事に報告するものとする。

第3節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1 自衛隊の災害派遣の要請手続き

- (1) 知事への要請の要求
- (2) 知事に対して要求ができない場合の自衛隊への通知及び自衛隊の連絡先

2 派遣部隊等の受入に関する事項

- (1) 受入体制の整備
- (2) 受入に当たっての留意事項
- (3) 費用の負担区分
- (4) 部隊等の撤収の要請
- (5) 部隊等に関する報告

第8章 応援・受援計画

（国、県、市町村、消防、海上保安庁、自衛隊ほか）

第1節 目的

本計画は、災害が発生した場合において、県及び市町村が災害応急対策を含む業務の継続に必要な資源を確保するため、災害の規模や被災地のニーズに応じて他の地方公共団体等から円滑に応援を受け、又は応援することを目的とする。

第2節 受援計画

1 組織体制

（1）県

- ア 県は、災害対策本部（事務局）に応援・受援の機能を担う班（本章において以下「広域応援・受援班」という。）を設置する。
- イ 広域応援・受援班は、災害の状況に応じ、災害対策現地本部や被災市町村庁舎に職員を配置して、その機能を担わせることが有効なことに留意する。

（2）市町村

- ア 市町村は、災害対策本部体制に、組織の規模や特性等を踏まえて、受援に関するとりまとめ業務を専任する班・担当として「受援班」もしくは「受援担当」（本章において以下「受援班等」という。）を設置する。
- イ また、災害対策本部の各班や各課に、各業務についての受援に関する専門的な業務を行うため、受援の業務担当窓口を配置する。

2 所掌事務

（1）県（広域応援・受援班）

広域応援・受援班の主な役割は次のとおりとする。

- ア 受援に関する状況把握・とりまとめ
 - 被災市町村における人的・物的資源ニーズ（品目、期限、数量など）及び受入状況のとりまとめを行う。
- イ 応援に関する状況把握・とりまとめ
 - 地方公共団体や関係機関からの応援申し出（応援可能性）や、応援状況を把握し、とりまとめる。
- ウ 応援・受援調整及び調整会議等の実施
 - ・応援に当たる国、地方公共団体や関係機関と調整し、必要に応じて被災状況、支援ニーズ、調整困難な災害対応、進捗が遅れている災害対応等を情報共有するため、合同の連絡会議や調整会議を開催する。
 - ・応援が必要な被災市町村と調整する。
 - ・関係課を交えた庁内の調整会議を開催・運営する。
- エ 応援職員の調整及び庁内からの応援に関する状況把握・とりまとめ
 - ・被災市町村の業務支援のための庁内職員の応援に関して全体調整する。
 - ・県内の被災していない市町村と応援職員に関して全体調整する。
 - ・被災市町村向け庁内応援の把握・とりまとめ（被災県への応援も含む）
- オ 資源の調達・管理
 - ・人的・物的資源に関するニーズと、現状の受入れ状況から、資源の過不足を整理する。
 - ・被災地の状況を踏まえ、今後求められる業務内容を検討し、必要となる資源を見積もる。
 - ・今後、必要となる人的・物的資源を要請する。

（2）市町村（受援班等）

受援班等の主な役割は次のとおりとする。

- ア 受援に関する状況把握・とりまとめ
 - 庁内における人的・物的資源ニーズ（品目、期限、数量など）及び受入状況のとりまとめを行う。
- イ 資源の調達・管理
 - ・人的・物的資源の過不足を整理する。
 - ・被災地の状況を踏まえ、今後求められる業務内容を検討し、必要となる資源を見積もる。
 - ・今後、必要となる人的・物的資源の応援を要請や調整を行う。
- ウ 庁内調整
 - ・受援に関する状況について、災害対策本部内で共有する。
 - ・庁内の実施部、災害対策本部事務局の各担当等との調整の必要性を検討する。
- エ 調整会議の開催
 - 必要に応じて、受援に関する調整会議を開催する。
- オ 応援職員への支援

応援職員の応援活動等が円滑に行われる環境（待機場所、資機材等）を提供する。

(3) 市町村（受援業務の担当窓口）

受援業務の担当窓口の主な役割は次のとおりとする。

ア 応援に関する状況把握

各々の業務における人的・物的資源ニーズ（品目、期限、数量など）及び受入状況を取りまとめる。

イ 資源の調達・管理

- ・人的・物的資源の過不足を整理する。
- ・業務担当班・課の中で、被災自治体の職員と応援職員の業務分担を明らかにする。
- ・業務の実施状況を踏まえ、今後、求められる業務内容を検討し、必要となる資源を見積もる。
- ・今後、必要となる人的・物的資源を要請し、配置の計画をする。

ウ 受援班等への報告

応援に関する状況について、受援班等に報告する。

エ 調整会議への参加

受援班等が実施する調整会議に参加する。

オ 応援職員への支援

個別の業務を実施するに当たり、応援職員の応援活動等が円滑に行われる環境（待機場所、資機材等）を提供する。

3 応援要請の手順及び受入

(1) 自治体の応援

各ブロック等で定める応援・受援に関する計画のほか、災害応急対策編（共通）第4部第3章「自治体の広域応援」による。

(2) 緊急消防援助隊の応援

「鳥取県緊急消防援助隊受援計画」のほか、災害応急対策編（共通）第4部第4章「消防活動」による。

(3) 海上保安庁

災害応急対策編（共通）第4部第6章「海上保安庁の応援要請」による。

(4) 自衛隊

「自衛隊受援計画」のほか、災害応急対策編（共通）第4部第7章「自衛隊の災害派遣要請」による。

(5) ヘリコプター

各関係機関のヘリコプターの受入は、災害応急対策編（共通）第7部第5章「ヘリコプターの活用」による。

4 応援機関等との活動調整及び活動拠点

災害応急対策編（共通）第4部第1章「応援活動の調整」による。

5 資機材の受援

災害応急対策編（共通）第4部第2章「資機材等の調達及び受援」による。

6 受援の際に配慮すべき事項

県、市町村は、応援職員の受入に当たり、次の点に配慮するよう努める。なお、応援のため参集した他の機関については、被災自治体への負担を避けるためできる限り自己完結型とすることを原則としている場合があることから、応援や被災状況等の実態を踏まえて対応することとする。

(1) スペースの確保

応援側の現地本部として執務できるスペースや、活動拠点における作業スペース、待機・休憩スペース、駐車スペースを可能な限り提供する。

(2) 資機材の提供

執務を行う上で必要な文具や、活動を行う上で必要な資機材を可能な範囲で提供する。

(3) 執務環境の整備

執務できる環境として、可能な範囲で机、椅子、電話、インターネット回線等を用意する。

(4) 宿泊場所に関するあつせん等

応援職員の宿泊場所の確保については、応援側での対応を要請することを基本とするが、状況に応じて宿泊可能な場所の情報提供やあつせんなどを行う。

被害状況によってホテル等の確保が困難な場合は、避難所となっていない公共施設や庁舎等の会議室、避難所の片隅等のスペースの提供を検討する。

7 その他

県が実施する受援事務に関する体制及び手順等の基本的な事項については、「鳥取県広域受援実施大綱」によるものとする。

第3節 応援計画

1 応援の基本方針等

(1) 県における応援の基本方針は次のとおりとする。ただし、被災地の状況に応じて適宜修正する。市町村は、

県に準じて方針を定める。

ア 安全を第一に考える

イ 被災者・被災自治体の目線での対応を心掛ける

ウ 指示待ちをせず、積極的に被災自治体の職員を支援する

エ 応援にあたり、衣食住等は自己完結を目指し、被災自治体の手をできるだけ煩わさない

オ 健康管理に十分気をつける

カ 後に入る応援職員への引継ぎまでが応援業務であることを意識する

(2) 応援職員の携行品としては、次に例示するものとする。

食料、飲料水、寝袋、毛布、パソコン（タブレット端末）、通信機器、デジタルカメラ、地図、車両等の移動手段、燃料の携行缶、個人装備（防寒着、ライト、ヘルメット、手袋、マスク、筆記用具等）、その他（トイレパック、ウェットティッシュ、充電器等）

2 組織体制

県は、県外における災害で他県を応援する場合、その状況に応じ、応援業務を総括するための組織として支援本部を設置する。

市町村は、県に準じて応援業務を総括する組織の設置や、防災担当課において「支援担当窓口」等を設置するよう努める。

3 所掌事務

県の支援本部の主な役割は次のとおりとする。市町村においては、県の例に準じて役割を定める。

(1) 応援に関する状況把握・とりまとめ

庁内における人的・物的資源の応援状況（品目、期限、到達状況、数量など）をとりまとめる。

(2) 応援に係る資源管理

- ・被災県・市町村における人的・物的資源に関するニーズと、現状の応援状況を整理する。
- ・今後、必要となる人的・物的資源の内容を検討し、必要に応じて応援計画の作成や事前準備を行う。

(3) 庁内調整

- ・応援状況について、庁内において共有する。必要に応じて関係機関等とも共有する。
- ・他の応援との調整の必要を検討する。

(4) 応援の検討

必要に応じて、支援本部会議等により応援の要否、内容等について調整・検討を行う。

(5) 応援職員に対する支援

- ・派遣する応援職員に、被災地の状況について情報提供を行う。
- ・派遣する応援職員の応援先での宿泊場所と被災地内外の車両など移動手段を用意する。
- ・応援に入る際の携行品、応援業務に必要な資機材について準備する。（応援職員に準備をさせる場合もある）
- ・派遣中の応援職員向けの調整・相談窓口を設け、応援業務の後方支援を行う。
- ・適切な業務の引継ぎを可能とする応援ローテーション計画を作成し管理する。

4 応援の手順

各ブロック等で定める応援・受援に関する計画のほか、災害応急対策編（共通）第4部第3章「自治体の広域応援」による。

また、南海トラフ地震に対する対応は、震災対策編第1部第8章「南海トラフ地震の対応」による。

第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 受援・応援の体制及び手順に関すること
- 2 受援の際に配慮すべき事項

災害応急対策編（共通）第5部 避難対策計画

第1章 避難の実施

（第八管区海上保安本部、自衛隊、市町村、県危機管理部、県総務部
県福祉保健部、県子ども家庭部、県県土整備部、県教育委員会、警察本部）

第1節 目的

この計画は、災害時において市町村長等が行う避難指示等を的確に発出することにより、危険区域内の住民を適切に避難させ、人的被害の軽減を図ることを目的とする。

第2節 避難指示等の発出

1 実施責任者

- （1）災害による避難指示等は、それぞれの法律に基づき行いが、災害応急対策の第1次的責任者である市町村長を中心として相互に連携を取り、住民・滞在者の避難措置を実施するものとする。
- （2）なお、学校における児童・生徒の集団避難は、市町村長等の避難措置によるほか、市町村立学校においては、市町村教育委員会の教育長（以下「教育長」という。）の指示により、学校長が実施するものとする。ただし、緊急を要する場合、学校長は、市町村長・教育長の指示を待つことなく実施できる。
- （3）県、指定行政機関、指定地方行政機関は、市町村から求めがあった場合その他適宜適切に、避難指示等の対象地域、判断時期について助言するものとする。また、県は時期を失することなく避難指示等が発出されるよう、市町村に積極的に助言するものとする。なお、避難指示等の発出判断に直結するような情報については、市町村からの求めの有無に関わらず、ホットラインの活用等により速やかに市町村長（避難指示等を判断する長）等に伝達するものとする。

2 避難指示等の類型

（1）立退き避難型の安全確保行動（その場から移動する）

情報の種類	発出時の状況	住民に求める行動	避難指示等が発出する際の住民への周知内容 （上段：要旨、下段：周知文例）
高齢者等避難	災害が発生するおそれがあり、高齢者等の避難行動に時間を要する住民の避難が必要な状況	高齢者等の避難行動に時間を要する住民や避難支援者は計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始）。 これ以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始。	「避難に時間が要する人は避難を開始」 「いつでも避難できるよう準備を開始」 高齢者等避難情報を〇〇地域に発令しました。 高齢者など特に避難行動に時間が必要な方は避難場所への避難行動を、避難支援者は避難支援の行動を開始してください。 そのほかの方も、いつでも避難できるよう、家族等との連絡や非常用持出品の用意等、避難準備を開始してください。
避難指示	災害が発生するおそれが高く、危険な場所から住民の避難が必要な状況	計画された避難場所へ立退き避難を行う。 高齢者等避難の発出後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了する。	「人的被害の危険性が非常に高い状況であり直ちに避難」 避難指示を〇〇地域に発令しました。 直ちに避難所等への避難を開始してください。
緊急安全確保	・災害が発生又は切迫している状況 ・住民が避難所等へ立退き避難することがかえって危険であると考えられる場合、いまだ危険な場所にいる住民に対し、直ちに安全確保を図るよう促す必要があると判断される状況	指定緊急避難場所等へ立退き避難をすることがかえって危険である場合、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避を行うなど、直ちに安全を確保する。	「命の危険が迫っており、直ちに安全確保」 緊急安全確保を〇〇地域に発令しました。 命の危険が迫っています。避難場所等への立退き避難が危険な場合には、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避など、直ちに身の安全を確保してください。

※状況に応じて、実況の気象状況や河川の水位状況を付加したり、市町村の実情に応じた共助に関する呼びかけを付加することなども有効。

（2）屋内退避型の安全確保行動（その場にとどまる場合を含む）

情報の種類	発出時の状況	住民に求める行動
屋内での退	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている	自宅等の屋内に留まる、建物の2階以上や屋

情報の種類	発出時の状況	住民に求める行動
避等の安全確保措置	場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき	上などの上階への移動（垂直避難）

3 避難の指示等の実施責任者及び根拠法令

区分	実施責任者	根拠法令	種類	措置する内容	措置内容
高齢者等避難	市町村長	災対法第56条	災害全般	災害に関する予警報又は通知に係る事項を関係機関等に伝達する場合で、必要があると認めるとき	予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置
避難指示	市町村長	災対法第60条	災害全般	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人の生命又は身体を保護し、災害の拡大を防止するため特に必要があり、急を要すると認めたとき	避難のための立退き、立退き先の指示（知事に報告）
	知事	災対法第60条	災害全般	上記の場合において市町村長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき（事務の代行）	避難のための立退き、立退き先の指示（公示し、市町村長に事務を引き継ぐとともに、事務代行終了を市町村長に通知）
	警察官 海上保安官	災対法第61条	災害全般	1. 同上において市町村長が指示できないと認めたとき 2. 同上において市町村長から要求があったとき	避難のための立退き、立退き先の指示（市町村長に通知）
	知事（その命を受けた県職員、水防管理者）	水防法第29条	洪水 高潮 津波	洪水、高潮、津波により危険が切迫していると認められるとき	必要と認める区域内の居住者に避難のための立退きを指示（水防管理者のときは、当該区域を所轄する警察署長に通知）
	知事（その命を受けた職員）	地すべり等防止法第25条	地すべり	地すべりにより危険が切迫していると認められるとき	必要と認める区域内の居住者に避難のための立退きを指示（当該区域を所轄する警察署長に通知）
	警察官	警察官職務執行法第4条	災害全般	人の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある災害時において特に急を要する場合	関係者に警告を発し、引き留め、避難させ、又は危害防止のための措置を命ずる（公安委員会に報告）
	自衛官	自衛隊法第94条	災害全般	同上の場合において、警察官がその場にいないときに限り、災害派遣を命ぜられた自衛官について警察官職務執行法第4条の規定が準用される	同上（公安委員会に報告）
	市町村長	災対法第60条	災害全般	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるとき	高所への移動、近傍の堅固な建物への退避等の緊急安全措置の指示（知事に報告）
緊急安全確保	知事	災対法第60条	災害全般	上記の場合において市町村長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき（事務の代行）	緊急安全措置の指示（公示し、市町村長に事務を引き継ぐとともに、事務代行終了を市町村長に通知）
	警察官 海上保安官	災対法第61条	災害全般	1. 同上において市町村長が指示できないと認めたとき 2. 同上において市町村長から要求があったとき	緊急安全確保の指示（市町村長に通知）
	市町村長	災対法第60条	災害全般	同上	同上

4 避難行動要支援者対策

市町村は、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿等を効果的に利用し、避難行動要支援者についての迅速な安否確認等の実施、個別避難計画等に基づく避難行動要支援者の迅速・的確な避難支援を実施する。

また、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の危険箇所にある要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医

療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。）については、あらかじめ各施設の避難確保計画に定めた避難方法に応じて、施設と連携しながら必要な避難支援を行う。

5 高齢者等避難の発出

市町村は、避難が必要となるおそれがある場合は、避難行動要支援者の避難に要する時間を考慮し、早めのタイミングで避難行動要支援者及び支援者並びに危険箇所にある要配慮者利用施設に対して避難を呼びかけるとともに必要な対策を実施するものとする。

6 避難指示等発出時の県への報告

(1) 避難指示等を発出した市町村は、災害対策基本法第60条第4項の規定に基づき、速やかに県（危機対策・情報課）に報告するものとする。

(2) 県は避難指示等が発出されたときは、県のホームページ等により、住民に避難情報を広報するものとする。

7 避難指示等の伝達

(1) 市町村の避難指示等の伝達

ア 市町村は、避難指示等を発出したときは、あらかじめ定めた方法により住民へ情報伝達を行う。伝達方法を定めていない場合にあっては、早急に手段を確立し、あらゆる手段を用いて情報伝達に努めるものとする。

特に避難指示に当たっては、事態の進捗に応じて、緊急性や危機感が住民に正しく伝わり、避難行動を起こすきっかけとなるよう、首長による呼びかけや命令口調での伝達を行うなど工夫するものとする。

イ 避難指示等の伝達に当たっては、防災行政無線、テレビ・ラジオ（報道機関への放送要請）、緊急速報メール等の活用など複数の伝達手段を用いるとともに、必要に応じて職員や消防団の訪問等による口頭伝達、受信確認の実施等により、障がいのある者等多様な者を含めた地域全体への確実な情報伝達を行い、その対象者ごとのとるべき避難行動もわかりやすく伝達することで、積極的な避難行動につなげるものとする。その際、情報を伝達する者の避難時間を考慮して早めの伝達に努める等、安全確保に留意する。

また、避難の際に安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等への避難（分散避難）も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味も含めて伝達に努めるものとする。

ウ 保育所、幼稚園、福祉施設、医療機関等の早期に避難の準備が必要な施設に対しては、早期の情報伝達に努めるものとする。

また、大規模事業所、私立学校、国立学校等の多くの人間が集まる施設が区域内にある場合は、当該施設等への伝達についても留意するものとする。

(2) 放送機関への避難指示等発出情報の伝達

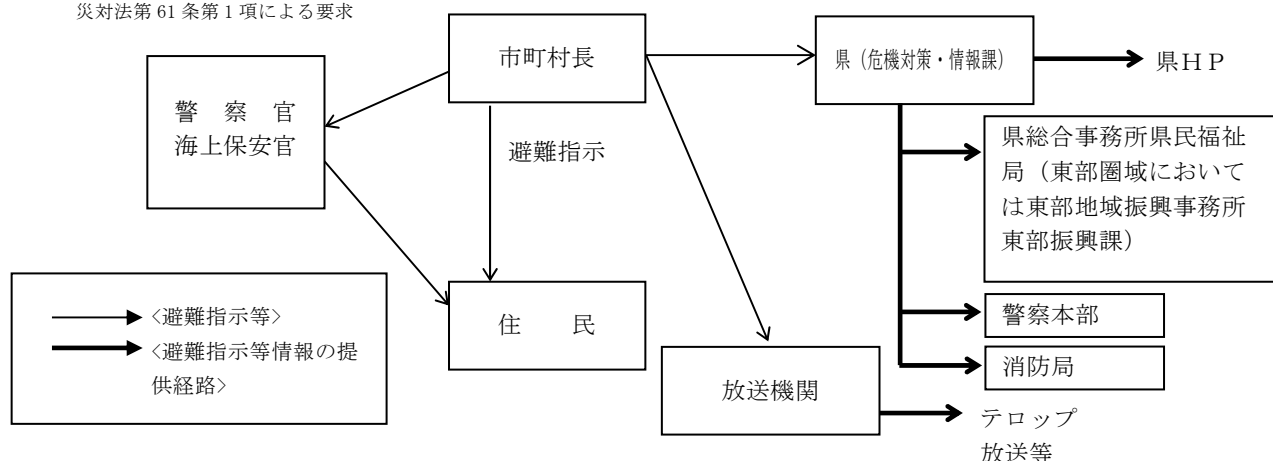
避難指示等を発出した市町村は、当該情報を放送機関にＬアラートにより配信するものとする。その際、各放送機関にはテロップ放送やアナウンス等できるだけ文字及び音声の両方により、県（危機管理部）には県ホームページにより住民に避難情報を伝達するよう依頼するものとする。

(3) 放送機関による避難指示等の放送

避難指示等の発出情報の伝達を受けた放送機関は、テロップ放送やアナウンス等できるだけ文字及び音声の両方により、住民に避難情報を伝達するよう努めるものとする。

避難指示等の伝達フロー

災対法第61条第1項による要求



8 避難指示等の発出・伝達に当たっての留意事項

(1) 避難指示等の発出

ア 市町村長は、あらかじめ作成した基準に基づき、避難指示等を発出する。また、その際は、避難指示等の対象地域をできるだけ絞りこむとともに、避難指示等の類型それぞれについて、災害の状況、対象者ごとにとるべき避難行動が具体的でわかりやすい内容となるよう配慮するものとする。

イ 基準に達しない場合であっても、気象等の状況を勘案し、災害による危険が明白かつ切迫している場合は、直ちに避難指示等を発出する。

ウ 市町村は、避難指示等の発出の参考とするため、国、県、その他関係機関の情報を能動的に入手するものとし、発出の判断に当たっては、必要に応じ、技術的な助言を求めるものとする。

エ 県及び国（指定地方行政機関）は、市町村からの求めがない場合であっても、積極的に技術的な助言を行うものとする。

(2) 夜間の避難

市町村は、夜間の避難は危険を伴うため、日没前に避難が完了できるよう早期の発出に努めるものとする。

ただし、急を要する場合は夜間等であっても避難情報を発出するものとするが、周囲の状況等から判断して、屋内での安全確保措置についても次善の策として検討する。

(3) ダム・ため池に係る避難指示等の発出等

市町村は、災害の発生が予測されるときは、ダム・ため池の状況やダム・ため池に関する操作、措置等の情報について危害防止のために必要があるときは、住民に対して注意喚起や、避難指示等を行う。

(4) 立入制限等の措置

避難指示等や、その他立入制限措置等の一覧は、次のとおりである。

区分	実施責任者	根拠法令	災害の種類	措置する場合	措置内容
立入制限 退去命令	市町村長	災対法 第63条第1項	災害全般	災害が発生し、又は発生しようとしている場合、人の生命又は身体に対する危険を防止するため警戒区域を設定したとき	災害応急対策従事者以外の者の立入制限、禁止、警戒区域からの退去命令
	警察官 海上保安官	災対法 第63条第2項	災害全般	上記の場合において 1 市町村長又は委任を受けた市町村の吏員が現場にいないとき 2 市町村長が要求したとき	同上（市町村長に通知）
	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災対法 第63条第3項	災害全般	市町村長その他災対法第63条第1項に規定する市町村長の職権を行うことができる者がその場にはいない場合	同上（市町村長に通知）
	水防団長 水防団員 消防機関に属する者	水防法 第21条第1項	洪水、高潮、津波	水防上緊急の必要があるため警戒区域を設定したとき	区域への立入禁止、制限又は区域からの退去命令
	警察官	水防法 第21条第2項	洪水、高潮、津波	上記の場合において水防団長が現場にいないとき、又は水防団長等の要求があったとき	同上

区分	実施責任者	根拠法令	災害の種類	措置する場合	措置内容
出入制限 退去命令	消防吏員 消防団員	消防法 第28条第1項	火災	火災について消防警戒区域を設定したとき	区域への出入禁止、制限又は区域からの退去命令
	警察官	消防法 第28条第2項	火災	上記の場合において、消防吏員等が現場にいないとき、又は消防吏員等の要求があったとき	同上
出入制限 退去命令 火気使用 禁止	消防長又は 消防署長	消防法 第23条の2 第1項	ガス、火薬 危険物の漏 えい飛散、 流出	火災の発生のおそれ、かつ発生した場合に人命又は財産に対する被害を防止するため、火災警戒区域を設定したとき	区域への出入禁止、制限又は区域内からの退去命令及び区域内の火気使用禁止
	警察署長	消防法 第23条の2 第2項	ガス、火薬 危険物の漏 えい飛散、 流出	同上の場合において、消防吏員等が現場にいないとき、又は消防吏員等の要求があったとき	同上

9 住民による適切な避難行動の実施

住民は、災害が発生するまでに計画された避難場所への避難を終えることが原則であるが、自然災害においては不測の事態も想定されることから、計画された避難場所に避難することが常に適切とは限らない。災害の状況等に応じて別の場所（自宅又は近隣家屋の上階、近くの高台など）に退避する方が適当な場合もある。事態の進行や災害の状況に応じて適切な避難行動を取ることが必要となる。

このことについて、避難行動時には下記の点に留意するよう、市町村から住民に対して平時からあらかじめ十分に周知を図るとともに、災害が発生するおそれのあるときや、避難情報を発出したときには、住民への周知徹底に努めるものとする。

- (1) 道路冠水、台風、夜間など、危険な状況下で避難を強行するようなことにならないよう、避難行動をとる際には、余裕を持って十分安全を確保すること。
- (2) 切迫した状況下であると住民自身が判断したときは、無理をせず生命を守る最低限の行動（自宅や施設内の安全な部屋での自宅退避、最寄りのより安全な場所への避難など）を選択すること。

第3節 事象ごとの避難指示等の発出基準等

1 河川の氾濫等に係る避難指示等の発出

(1) 避難指示等の発出

市町村は、河川の氾濫等について、水位等の情報に応じて、あらかじめ定めた避難指示等の基準に基づき、住民への危険性を勘案し、避難指示等を発出するものとする。

(2) 発出の目安となる情報

発出等の目安となる水位情報等については、以下の国土交通省や県がホームページ等で提供している洪水予報河川、水位周知河川（水位情報周知河川）の水位等によるものとするほか、実際の水位の上昇速度、降雨や雨域の変化の状況等の河川状況や気象状況等も含めて総合的に判断するものとする。

また、気象庁による長期・短期の降雨予測等を活用し、日没前に避難行動を完了できるように早期に避難指示等を発出する等、判断に活用するものとする。

- 鳥取県防災情報ポータル インターネットURL <https://tori-bousai.jp/>
- 国土交通省「川の防災情報」 インターネットURL <https://www.river.go.jp/>
- 鳥取県土砂災害警戒情報システム インターネットURL <https://d-keikai.sabo-tottori.jp/Top.aspx>
携帯電話URL <https://d-keikai.sabo-tottori.jp/sp/Top.aspx>
- 鳥取県河川監視カメラ提供システム インターネットURL <http://tottori-kasen.info/>

(3) 避難指示等発出の参考となる水位等（河川等の氾濫）

ア 洪水予報河川

発出の目安となる水位	避難情報	洪水予報	水防警報
水防団待機水位（指定水位）	—	—	待機・準備
氾濫注意水位（警戒水位）	高齢者等避難	氾濫注意情報（洪水注意報）	出動・指示
避難判断水位（氾濫危険水位（危険水位）に達する一定時間前の水位）	避難指示	氾濫警戒情報（洪水警報） 氾濫危険情報（洪水	出動・指示

発出の目安となる水位	避難情報	洪水予報	水防警報
氾濫危険水位（危険水位）		警報	
氾濫発生	緊急安全確保 （必ず発令される情報ではない）	氾濫発生情報（洪水 警報）	出動・指示

イ 水位周知河川（水位情報周知河川）

発出の目安となる水位	避難情報	洪水予報	水防警報
水防団待機水位（指定水位）	—	—	待機・準備
氾濫注意水位（警戒水位）	高齢者等避難	—	出動・指示
避難判断水位（特別警戒水位）	避難指示	—	出動・指示
氾濫危険水位（危険水位）に相当する水位			
氾濫発生	緊急安全確保 （必ず発令される情報ではない）	—	出動・指示

ウ その他の河川

洪水予報河川及び水位周知河川以外の中小河川、雨水出水等では、浸水等の現地状況や河川、気象状況等を参考に避難指示等の発出を判断するものとする。

気象状況等	発出の目安となる避難情報
近隣での浸水や、河川の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測等により浸水の危険が高い（洪水警報発表）※キキル危険度分布（気象庁ホームページ（ https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/flood.html ）を参照のこと）は、洪水警報が発表された市町村内において、水位周知河川及びその他河川等について、実際にどこで洪水発生の危険度が高まっているか、3時間先までの予測が面的に概ね確認できる。水位周知河川及びその他河川の3時間先までの洪水発生の危険度の高まりの面的な把握の参考になる。	高齢者等避難
近隣で浸水が拡大、排水先の河川の水位が高くなり排水ポンプの運転停止水位に到達する見込み	避難指示
近隣で床上浸水、排水先の河川の水位が高くなり雨水出水（河川に排水できずに氾濫した水）排水ポンプの運転停止や水門閉鎖	緊急安全確保 （必ず発令される情報ではない）

（4）水位以外の状況

市町村長は、その他、水位以外の状況についても勘案し、避難指示等の発出を判断するものとする。

水位以外の状況	発出の目安となる避難情報
堤防の決壊（破堤）につながるような漏水等の発見	避難指示
堤防の決壊（破堤）につながるような大量の漏水や亀裂等の発見など	緊急安全確保 （必ず発令される情報ではない）

（5）発出の範囲

- ア 高齢者等避難については、避難行動要支援者及び避難行動要支援者の支援者のほか、市町村が把握している避難行動要支援者のうち洪水浸水想定区域等の危険な地域にあるため早急の避難準備が必要な者
- イ 避難指示等の判断・伝達マニュアルに定められた水位等に応じた地域にある者
- ウ 避難指示等の発出基準等を定めていない場合にあっては、破堤・溢水等により被害が及ぶおそれがある地域の洪水浸水想定区域にある住家等のある地域にある者
- エ 発出に当たっては、洪水浸水想定区域の住家に限らず集落・地域単位での発出を行う

2 土砂災害に係る避難指示等の発出

（1）避難指示等の発出

市町村は、土砂災害について、県県土整備部と鳥取地方気象台が共同発表する土砂災害警戒情報に応じ、避難指示等を発出するものとする。

（2）発出の目安となる情報

発出の目安となる情報については、以下のホームページ等で提供している土砂災害警戒情報等によるものとする。

●鳥取県土砂災害警戒情報システム

インターネットURL <https://d-keikai.sabo-tottori.jp/Top.aspx>

携帯電話URL <https://d-keikai.sabo-tottori.jp/sp/Top.aspx>

（3）大雨警報及び土砂災害警戒情報による判定の目安

大雨警報及び土砂災害警戒情報における市町村長の避難指示等発出の目安は下表のとおりである。

また、避難指示等の解除に当たっては、大雨警報の土砂災害・洪水・浸水のピーク時間を参考として、現地の安全性を確認の上、解除する。

なお、土砂災害警戒情報は、比較的規模の大きい土砂災害の発生のおそれを示すものであり、発表前もしくは解除後であっても土砂災害が発生するおそれがあることを、情報利用者は十分認識する必要がある。

区分		土砂災害に関する情報	目安として発出する避難情報
大雨警報（警戒土砂災害）	警戒	—	高齢者等避難
土砂災害警戒情報	危険	人命や身体に危害を生じる土砂災害がいつ発生してもおかしくない非常に危険な状況	避難指示
大雨特別警報（土砂災害）	災害切迫	命に危険が及ぶ土砂災害が切迫 土砂災害がすでに発生している可能性が高い	緊急安全確保（必ず発令される情報ではない）

※スネーク曲線：土砂災害警戒判定図における実況雨量及び1、2時間先予測雨量の推移の線

※CL（Critical Line）：土砂災害警戒判定図における土砂災害警戒情報の基準となる土砂災害発生危険基準線

（4）警戒情報以外の状況

市町村長は、その他、警戒情報以外の状況についても勘案し、避難指示等の発出を判断するものとする。

警戒情報以外の状況	目安として発出する避難情報
強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	高齢者等避難
土砂災害の前兆現象（湧き水、地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合	避難指示
近隣で土砂災害が発生、近隣で土砂移動現象や前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）の発見	緊急安全確保 （必ず発令される情報ではない）

（5）発出の範囲

ア 高齢者等避難については、避難行動要支援者及び避難行動要支援者の支援者のほか、市町村が把握している避難行動要支援者のうち土砂災害警戒区域等の危険な地域にあるため早急の避難準備が必要な者及び要配慮者利用施設

イ 避難指示等の判断・伝達マニュアルに定められた土砂災害危険度情報のメッシュ図に応じた土砂災害警戒区域等にある地域にある者及び要配慮者利用施設

ウ 避難指示等の発出基準等を定めていない場合にあっては、土砂災害危険度情報のメッシュ図とその周辺の土砂災害警戒区域等にある地域にある者及び要配慮者利用施設

エ 土砂災害の前兆現象を発見した場合にあっては、該当する前兆現象の発見箇所の土砂災害警戒区域等にある地域にある者及び要配慮者利用施設

オ 発出に当たっては、危険箇所にある住家に限らず、山崖側にある周辺の住家等を含めて発出を行う

3 高潮災害に係る避難指示等の参考情報

（1）避難指示等の発出

市町村は、高潮災害について、気象庁が発表する高潮に関する気象情報及び台風情報等に応じて、あらかじめ定めた避難指示等の基準に基づき、住民への危険性を勘案し、避難指示等を発出するものとする。

（2）避難指示等の判断の基準となる情報等

気象庁が発表する高潮に関する気象情報及び台風情報等の種類及び情報の内容は以下のとおりである。

なお、市町村は、具体の発出に当たっては、人家の状況、地形の状況、港湾・護岸等の状況、水防警報（海岸）の発出状況を総合的に考慮して発出するものとする。

区分	発表される情報
高潮特別警報・警報・注意報	高潮に警戒すべき時間帯、ピーク時の最大水位とその時刻
台風情報	台風の状況に関する情報（台風の中心位置、気圧、最大風速、進路予想等）

（3）その他参考情報

市町村長は、その他、以下の情報についても勘案し、避難指示等の発出を判断するものとする。

区分	項目
高潮時の危険箇所	海岸付近の低地、湾奥部、V字谷等、急峻な海底地形、河口部（高潮と洪水の両方の危険性）
高潮の危険性がある時	台風の接近・上陸時、満潮時刻及び満潮時刻の前後数時間

(4) 発出の範囲

- ア 高齢者等避難については、避難支援プランに定められた避難行動要支援者及び避難行動要支援者の支援者のほか、市町村が把握している避難行動要支援者のうち高潮により浸水するおそれのある地域にあるため早急の避難準備が必要な者
- イ 避難指示等の判断・伝達マニュアルに定められた高潮により浸水するおそれのある地域にある者
- ウ 避難指示等の発出基準等を定めていない場合にあっては、高潮により浸水するおそれのある地域にある者
- エ 発出に当たっては、危険箇所にある住家に限らず、沿岸部にある周辺の住家等を含めて発出を行う

4 高波災害に係る避難指示等の参考情報

(1) 避難指示等の発出

市町村は、高波災害について、気象庁が発表する気象注意報及び警報等に応じて、あらかじめ定めた避難指示等の基準に基づき、住民への危険性を勘案し、避難指示等を発出するものとする。

(2) 避難指示等の判断の基準となる情報等

気象庁が発表する高波に関する気象情報及び台風情報等の種類及び情報の内容は以下のとおりである。
 なお、市町村は、具体の発出に当たっては、人家の状況、地形の状況、港湾・護岸等の状況、水防警報（海岸）の発出状況を総合的に考慮して発出するものとする。

区分	発表される情報
波浪特別警報・警報・注意報	波浪に警戒すべき時間帯、最大波高
台風情報	台風の状況に関する情報（台風の中心位置、気圧、最大風速、進路予想等）

(3) その他参考情報

市町村長は、その他、以下の情報についても勘案し、避難指示等の発出を判断するものとする。

区分	項目
高波時の危険箇所	過去に高浪による被害が生じた箇所、海岸沿いに施設が設置されている箇所、弱堤箇所（土地利用上、地質上）、堤標高箇所

(4) 発出の範囲

- ア 高齢者等避難については、避難支援プランに定められた避難行動要支援者及び避難行動要支援者の支援者のほか、市町村が把握している避難行動要支援者のうち高波により被害がある地域にあるため早急の避難準備が必要な者
- イ 避難指示等の判断・伝達マニュアルに定められた高波により被害がある地域にある者
- ウ 避難指示等の発出基準等を定めていない場合にあっては、高波により被害がある地域にある者
- エ 発出に当たっては、危険箇所にある住家に限らず、沿岸部にある周辺の住家等を含めて発出を行う

5 津波災害に係る避難指示等の発出

(1) 避難指示等の発出の基本的な考え方

- ア 市町村は、どのような津波であれ、危険地域からの一刻も早い避難が必要であることから、「高齢者等避難」は発出せず、基本的には「避難指示」のみを発出する。ただし、遠地地震のように津波が到達するまでに相当の時間があるものについては、気象庁が到達予想時刻等を「遠地地震に関する情報」として発表した情報等から、「高齢者等避難」の発出を検討する。
- イ 市町村は、停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは揺れは弱くとも1分程度の長い揺れを感じた場合においても、津波が起きることを想定して避難指示を発出する。

(2) 避難指示等を発出する対象区域

- ア 避難指示等を発出する対象区域は、平成23年に県が「鳥取県津波対策検討委員会」において作成した津波浸水予測図（津波災害対策編第1部第1章「計画的な津波対策の推進」参照）により、浸水が想定される区域をもとに、市町村が地域の実情に応じてあらかじめ定めるものとする。
- イ 市町村は、上記アの津波浸水予測図の想定を超えた浸水被害が発生するおそれがあることを踏まえ、具体の発出に当たっては、人家の状況、地形の状況、港湾・護岸等の状況、水防警報（海岸）の発出状況を総合的に考慮の上、より安全性が高まるよう、避難指示等を発出する対象区域を決定するものとする。

(3) 発出に当たっての留意点

市町村は、避難指示等を発出する際には、住民に対し、津波は局所的に高くなる場合があること及び、想定を越える範囲で浸水が拡大するおそれがあることを併せて周知するものとする。

（参考：気象庁が発表する津波に関する警報等の区分及び、目安となる避難情報）

区分	発表される津波の高さ （数値での発表）	発出の目安となる避難情報	必要となる避難行動
大津波警報	10m超、10m、5m	避難指示	速やかな安全な場所（高台）への避難
津波警報	3m		

区分	発表される津波の高さ (数値での発表)	発出の目安となる避難情報	必要となる避難行動
津波注意報	1 m		海岸堤防が無い地域で地盤の低い区域では、立ち退き避難が必要となる場合がある

6 その他避難指示等の参考情報

(1) 避難指示等の発出

- ア 市町村は、その他気象庁が発表する気象等の警報等及び気象情報等並びに住民等からの異常情報の通報を参考として、住民への危険性を勘案し、避難指示等を発出するものとする。
- イ 特に、記録的短時間大雨情報、顕著な大雨に関する気象情報については、数年に一度しか現れないような雨量が観測されたときであり、重大な災害に結びつく場合が多いことから、発表のあった地域内及び地域に隣接する市町村は、より一層の警戒に努めるよう、体制を強化するものとする。

(2) 避難指示等の判断の基準となる情報等

気象庁等が発表する気象等の警報等及び気象情報等の概要については、第3部第1章「気象情報の伝達」を参照。

第4節 避難誘導

1 避難者の誘導方法

- (1) 避難のための立退きは避難者が各個に行うことを原則とするが、自力での避難、立退きが不可能な場合においては、市町村において車両、舟艇、ロープ等の資機材を利用して安全に行うものとする。
- (2) また、自力での避難が困難な避難行動要支援者については、市町村においてあらかじめ定めた責任者が、あらかじめ定めた方法によりそれぞれ避難させるものとする。
- (3) 避難場所が比較的遠距離にある場合又は危険を伴う場合等は、避難のための集合場所、誘導責任者を定め、できるだけ集団で避難するものとする。
- (4) 避難先の選定にあたっては関係機関と連携し、障害物の除去等を行って、必要に応じて、交通規制、障害物の除去等を行って避難路及び避難者の安全を確保する。
- (5) 被災地が広域で大規模な立退き移送を要し、市町村において処置できないときは、市町村長は、知事に避難者移送の要請をするものとする。
- (6) 知事は(5)の要請を受けたときは、必要に応じて、自衛隊の災害派遣要請等を行う等により輸送手段を確保し、陸上、水上輸送及び空輸により避難させるものとする。
- (7) 知事は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請するものとする。なお、知事は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無く、要請に応じないときは、被災者の保護の実施のため特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示するものとする。

2 避難順位及び携行品の制限

- (1) 避難の順位は高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、子ども、病人等を先に行い、次いで、一般青壮年女性、一般青壮年男性の順で避難するものとする。
- (2) 災害の種別、災害発生の時期等を考慮し、客観的に判断して、先に災害が発生すると認められる地域内の居住者の避難を優先するように努めるものとする。
- (3) 携行品は、必要最小限度にとどめるものとする。
- (4) 自動車（自家用車）による避難は、極力自粛するものとする。

第5節 児童・生徒等の集団避難

1 避難実施の基準

- (1) 教育長は、管内児童・生徒の集団避難計画を作成するとともに、各学校長に対し、各学校の実情に適した具体的な避難計画を作成するよう指導するものとする。
- (2) 避難措置は、何よりも児童・生徒の生命、身体、心の安全に重点をおいて実施するものとする。

2 実施要領

- (1) 教育長は、安全性や状況を勘案して、市町村長等の指示によらずして、できるだけ早期に児童、生徒及び教職員の避難を実施するものとする。
 - ・ 県教育長 …… 県立学校、特別支援学校の学校長に指示
 - ・ 市町村教育長 …… 小学校、中学校及び義務教育学校の学校長に指示
- (2) 教育長は、避難の指示等に際し、災害の種別、災害発生の時期等を考慮し、危険のせまっている学校から順次指示するものとする。
- (3) 児童・生徒の避難順位は、低学年、障がい者等を優先に行うものとする。
- (4) 学校長は、非常時の登下校時には、登下校経路の主要な地点（駅など）に教職員を派遣し、安全を確保す

る。

- (5) 学校長は、避難が比較的長期にわたると判断されるときは、避難指示の段階において、児童・生徒をその保護者のもとに誘導し、引き渡すものとする。実施に当たっては、保護者に連絡を取り、迎えに来てもらい引き渡すこととなるが、迎えに来られない場合については、学校で保護を行うものとする。
- (6) 学校長は、集団避難が必要なときは、市町村等と連携して速やかに避難行動を開始する。なお、市町村は、児童生徒が帰宅困難な場合に学校や避難所で待機させるときは、「教育関係機関の災害情報収集要領」により、県教育委員会へ報告を行う。
- (7) 市町村は、夜間・休日等に地震が発生したときは、発生した地震の程度に応じて、児童・生徒の安否確認を行うとともに、県教育委員会へ報告を行う。

3 留意すべき事項

学校長は、災害が発生するおそれのある場合は、児童・生徒の安全確保の観点から、以下の点に留意するものとする。

ア 予想される災害の種別、時期、程度等についての情報等を常に把握。

イ 必要に応じて臨時休校や授業打ち切り等の措置を講じる。

(ア)「教育関係機関の災害情報収集要領」により、直ちに県教育委員会へ報告。

(イ)措置の内容を速やかに児童・生徒及び保護者に連絡。

(ウ)児童・生徒の下校を伴う場合には、安全確保に努める。

なお、対応困難時は市町村等の関係機関に応援要請を行う。また、帰宅困難な場合に学校で待機させる児童がいるときは、職員の待機等の措置を講じるものとする。

(エ)登下校と台風等の襲来が重ならないよう、適切な時期に判断を下す。

4 県立学校・私立学校等の避難措置

(1) 県立学校の避難措置

ア 県立学校においても、上記1から3に準じ避難措置を行う。

イ 県（教育委員会）は、災害発生のおそれがある場合、避難に必要となる情報及び避難指示等についての情報伝達を行う。

(2) 私立学校、国立学校等の避難措置

ア 私立学校及び国立学校においても、上記1から3に準じ避難措置を行うものとする。

イ 県（**総務部子ども家庭部**）及び市町村は、災害発生のおそれがある場合、避難に必要となる情報及び避難指示等についての情報伝達を行う。

5 保育所等の避難措置

(1) 保育所等については早期の避難準備が必要となることから、市町村は通常の避難指示等の発出よりも早い段階での避難情報等の発出に努めるものとする。

(2) また、災害の発生が予期される場合には、市町村は早い段階での園児の保護者への引き渡しについて、保育所等に指示するものとする。

第6節 広域一時滞在

1 県内における広域一時滞在

(1) 被災市町村

被災市町村は、被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、県内他市町村域における広域一時滞在の必要があると認めるときは、県に報告の上、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示して、県内他市町村に被災住民の受入れについて協議することができる。

また、被災市町村は、県に対し、広域一時滞在の協議先とすべき市町村及び当該市町村の受入れ能力（施設数、施設概要等）その他広域一時滞在に関する事項について助言を求めることができる。

(2) 協議先市町村

協議を受けた市町村は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れ、避難所を提供する。

(3) 県

県は、被災市町村から、広域一時滞在の協議先とすべき市町村及び当該市町村の受入れ能力（施設数、施設概要等）その他広域一時滞在に関する事項について助言等を求められたときは、助言を行うなど、必要な協力を行うよう努める。

2 県外における広域一時滞在

(1) 被災市町村

被災市町村は、被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、県と協議の上、他の都道府県域における広域一時滞在の必要があると認めるときは、県に対し、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示し、他の都道府県に被災住民の受入れについて協議するよう求めることができる。

(2) 県

県は、他の都道府県域における広域一時滞在の必要があると認めるときは、関西広域連合等に対し、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示し、広域一時滞在の協議先とすべき都道府県について調整を求めることができる。

また、県は、他の都道府県に被災住民の受入れについて協議しようとするときは、内閣総理大臣に報告の上、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示して協議する。

3 県の対応

県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。また、市町村の行政機能が被災により著しく低下した場合には、市町村からの要求を待つことなく、広域一時滞在のための協議を市町村に代わり、実施するものとする。

4 他の都道府県から協議を受けた場合

(1) 県

県は、他の都道府県から被災住民の受入れについて協議を受けたときは、県内の被災状況を勘案の上、受入れが可能と考えられる市町村に協議する。

(2) 市町村

市町村は、県から(1)の協議を受けたときは、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れ、避難所を提供する。

5 被災住民に対する情報提供と支援

(1) 県

県は、大規模災害等により県外における広域一時滞在が行われた場合、都道府県を通じて避難者の情報把握を行い、被災市町村への避難者の情報提供（同意があった者に限る。）に努めると共に、県外への避難者に対する情報提供の仕組みを構築し、避難者に対して復旧状況や支援情報等の情報提供を行う。

(2) 市町村

被災市町村は、広域一時滞在を受け入れた市町村の協力を得て、広域一時滞在を行っている被災住民の状況を把握するとともに、被災住民が必要とする情報を確実に提供するための体制を整備する。

また、広域一時滞在を受け入れた市町村は、被災市町村と連携し、受け入れた被災住民の状況の把握と、被災住民が必要とする情報を確実に提供できる体制の整備に努めるとともに、その生活支援に努める。

第7節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1 避難指示等の発出

(1) 災害の種類に応じた避難指示等の発出の基準又は参考情報（河川の氾濫等、土砂災害、高潮災害、高波災害、津波、その他（記録的短時間大雨情報等））

(2) 避難指示等発出時の県への報告

2 避難指示等の伝達

(1) 住民等への伝達

(2) 放送機関への避難指示等発出情報の伝達

3 避難誘導

(1) 避難者の誘導方法

(2) 知事への要請

4 児童・生徒等の集団避難

(1) 児童・生徒の集団避難計画及び各学校の避難計画の作成

(2) 教育長による早期の避難の実施

(3) 夜間・休日等の災害発生時の児童・生徒の安否確認及び県教育委員会への報告

5 保育所等の避難措置

第2章 指定緊急避難場所・指定避難所の開設

（市町村、県教育委員会、県危機管理部、県輝く鳥取創造本部、県生活環境部）

第1節 目的

この計画は、災害が発生し住家被害の発生及び危険回避のため、緊急避難場所の開放及び避難所の開設運営を適切に行うことを目的とする。

- ※ 本章において、住民が災害から身を守るために一時的に滞在する施設を単に「緊急避難場所」という。
- ※ 本章において、避難のために立ち退きを行った居住者、滞在者その他の者を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他の被災者を一時的に相当期間滞在させるための施設を、単に「避難所」という。

第2節 避難所の開設等

1 緊急避難場所の開放

（1）市町村は、避難指示の発令等を行ったときは、発生した災害の種類に応じた緊急避難場所を開放する。ただし、災害の種類によっては、時間的に余裕がなく施設管理者や避難者の判断によらざるを得ない場合があることに留意する。

ア あらかじめ指定した指定緊急避難場所から選定

イ 浸水想定区域や堤防決壊等の状況及び土砂災害など危険性を踏まえ、必要に応じて指定緊急避難場所以外の施設等を選定（2）市町村は、夜間等に施錠されている施設を緊急避難場所として使用するときには、施設管理者とあらかじめ定めた手順により速やかに緊急避難場所を開放する。

2 避難所の開設

（1）市町村は、避難情報の発令や災害により住宅を失う等住民が一定期間避難生活をする必要がある場合又は災害発生のおそれにより自主的に避難する者を受け入れる必要がある場合には指定避難所等から避難所を開設するものとする。

なお、地震災害時は、耐震性が確保されている施設について避難所として開設すると共に、必要に応じて余震等による危険性がないかどうか応急危険度判定を実施した上で避難所を開設するものとする。

（2）適当な避難所が確保できない場合、自衛隊等に応援を求め天幕設置を行うなど、仮受入れ施設を確保すると共に、その他の施設を確保して避難所を開設する。

（3）災害救助法適用の場合、以下の項目に留意して避難所を確保する。

ア 災害救助法による避難所は、原則として、学校、公民館、福祉センター等の公共施設等を利用することとされているが、これらの施設で適当な施設が確保できない場合、その他の既存の施設を利用（公の施設については原則無償借り上げ）

イ 民営の旅館又はホテル等を借り上げて避難所を設置することも可能（緊急やむを得ない切迫した事情がある場合を除き、県（福祉保健部）は内閣府と連絡調整を図って実施）

ウ 既存の建物を確保できない場合、野外に応急仮設建築物の設置又はテント等の設営が可能

エ 開設期間が7日間を超えると予想される場合、県（福祉保健部）は内閣府と協議

（4）避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合、避難所の設置・維持について適否を検討する。

（5）市町村は、避難所を開設したときは、県（県本部事務局又は危機管理部）に次の事項を報告するものとする。

また、県はこの情報を国と共有するものとする。

ア 避難所の開設の日時及び場所 イ 避難所の開設数及び受入れ人員（車中泊を含む）

（6）市町村は、住民が自主的に設ける避難のための施設（支え愛避難所）の開設及び避難者の状況等の把握に努めるものとし、県（県本部事務局又は危機管理部）からの要請に応じ開設状況及び避難者数を報告するものとする。その際、市町村が開設した避難所単位で情報を集約するものとし、避難所同様の救助を提供するよう努める。

（7）県（危機管理部）は市町村の避難所が不足する等、市町村が開設する避難所のほかに避難所を確保する必要がある場合に県営避難所を開設する。

3 避難所の運営

市町村は、あらかじめ市町村が定めた避難所運営マニュアル等に基づき、以下の事項に留意して避難所を運営するものとする。その際、市町村は、避難所の運営に関し、役割を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

（1）市町村は、地域住民や自主防災組織等の協力を得て避難所を運営する。（あらかじめ運営組織及び役割分担

が定められている場合、当該分担に従い当該運営組織による運営を支援する。）なお、地域住民や自主防災組織等は、避難所の良好な生活環境を実現するため、発災当初から主体的に避難所運営に参画するよう努めるものとする。

- (2) 避難所には、避難所等の運営を行うために必要な市町村職員を配置する。その際、障がい者、妊産婦、乳幼児、高齢者等の要配慮者のニーズを的確に把握するため、育児や介護経験のある職員の配置を検討するものとする。
- (3) 男女のニーズの違いを踏まえ、男女両性の視点から運営状況がチェックできるよう、男女の役割を固定的に考えることなく、避難所運営の役員に女性を登用し、女性が積極的に避難所運営に関われる環境を構築するなど男女共同参画による避難所運営ができるよう配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配付等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。また、日本語の意思疎通ができる外国人を運営要員として加えるなど多様な主体で避難所運営ができるよう努める。
- (4) 男女別だけでなく、LGBT等の性的少数者への配慮も必要であることに留意する。

また、周囲の理解不足により不安を抱えていたり、周囲に話せない状況である可能性があることにも留意する。具体的には、相談できる窓口、男女共用スペースやユニバーサルトイレ（最低1基）の設置、風呂等を個別利用できる時間設定、男女別の救援物資を人目に触れず支給できるよう配慮するとともに、周囲へ理解を求めるよう努める。

- (5) 必要に応じ、避難所の安全確保と秩序の維持のため、警察官を配置する。
- (6) 避難所の運営に当たっては、避難者の心のケアやプライバシーの確保、要配慮者に配慮した生活環境を念頭に置きつつ実施するものとする。また、老若男女のニーズの違い等を踏まえ、各々に配慮するものとする。
- (7) 避難所生活で子どもの心の健康が損なわれないように、子どものためのプレイスペースを設置したり、親ボランティアが子どもの遊び相手となるよう努めるほか、学生が勉強できる場所、懇談の場等を確保し、避難者が暮らしやすい環境とするよう努める。
- (8) 新型コロナウイルスなどの感染症が流行している状況においては、市町村は、災害予防編（共通）第5部第7章「感染症対策の強化」により、感染症対策を講じるよう努めるものとする。
- (9) 災害の規模、被災者の避難及び受入れ状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。また、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空家等利用可能な既存住宅のあっせん、活用により、避難所の早期解消に努める。
- (10) 市町村及びN T T西日本は、大規模災害時において、被災地の通信の途絶等があった場合、被災者等の通信の確保を目的として、事前設置している特設公衆電話の利用を開始する。
- (11) 県及び市町村は、LGBT等、多様な性のあり方について理解するとともに、尊重するよう努め、避難所運営について配慮するよう努める。

また、県及び市町村は、新型コロナウイルスなどの感染症患者等への差別やデマなどによる人権問題の発生防止等に努めるものとする。

- (12) 市町村は、指定緊急避難場所や避難所に避難した住民以外の避難者について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。
- (13) 市町村は、避難所で停電が発生している状況において、早急に電源を確保する必要があるが市町村では対応が困難と判断する場合は、県に支援を要請するものとし、県は備蓄する発電機のほか、とっとりEV協力隊や事業者と締結する協定に基づき事業者から発電機や外部給電機能のある電動車両を確保する等して、市町村へ提供するものとする。
- (14) 市町村は、避難所の敷地において車中泊避難を行う者に対し、資機材の提供や定期的な見まわり等でエコノミークラス症候群の防止を図ると共に、車中泊避難の早期解消を図るものとする。
- (15) ペットの同行避難に当たっての避難所でのペットの受入については、鳥取県避難所運営マニュアル作成指針（平成30年3月鳥取県危機管理部）等に基づき以下のとおり取り扱うものとし、飼養スペースと必要な資機材を確保すると共に、ペットとの車中避難を選択する者をサポートする体制についても検討する。

〔ペット受入の対応方針〕

- ・特別な事情がある場合を除き、原則としてペットの受け入れを行う。
 - ・避難所は集団生活の場であるため、ペットは原則として居住スペースには入れず、専用スペース（雨風が防げる場所でケージに入れる、リードでつなぐ）で受け入れる。
- ※盲導犬等は受け入れや同伴を拒んではならない。

4 要配慮者対策

市町村は、鳥取県避難所機能・運営基準（平成19年2月鳥取県災害対策研究会策定）や鳥取県避難所運営マニュアル作成指針（平成30年3月鳥取県危機管理部）等に基づき、要配慮者の避難生活への支援を的確に実施する。

(1) 避難所での対策

市町村は、避難所において、次の事項について十分配慮するものとする。

- ア 要配慮者のための相談窓口の設置
- イ 条件に適した避難所の提供や社会福祉施設への緊急入所等
- ウ 要配慮者に配慮したスペースの確保（畳等の設置、妊産婦・乳幼児専用居室の確保、高齢者・障がい者等はトイレに近い場所に専用居室を設定、専用居室が確保できない場合の間仕切り等によるプライバシーへの配慮、介護者を考慮して広くスペースを確保など）
- エ 避難所における要配慮者の把握と支援ニーズの把握
- オ 避難所のバリアフリー化への配慮
- カ おむつ、簡易トイレ、補装具等生活必需品の配慮
- キ 母乳保育を継続するための支援
- ク 粉ミルク、哺乳瓶・乳首、やわらかい食品等食事内容の配慮
- ケ 手話通訳者、外国語通訳者、ボランティア等の協力による避難所での生活支援
- コ 特に医療的ケアを必要とする者の受入が想定される場合は非常用電源の確保

(2) その他災害時に配慮すべき事項

- ア 巡回健康相談や栄養指導等の重点実施
- イ 仮設住宅の構造、仕様についての配慮
- ウ 仮設住宅の優先的入居
- エ 仮設住宅入居者等からの相談、当該者への訪問、安否確認
- オ ケースワーカーの配置や継続的な精神面での支援
- カ 福祉相談窓口の設置
- キ 風邪等の感染症対策
- ク 避難所に要配慮者担当を配置（女性や乳幼児のニーズを的確に把握するため、女性の配置も検討）
- ケ 障がい者等要配慮者の多様な態様へ配慮した適切な方法による情報提供
- コ 学校の教室や保健室の活用、段差の解消、手すりの設置等を検討
- サ 介護者の有無や障がいの種類・程度等に応じて優先順位を付けて対応
- シ 食物アレルギーの症状を示すなど食事への配慮が必要な方への対応

(3) 災害派遣福祉チーム（DWA T）の派遣

- ア 市町村は、大規模災害等の発生等により災害救助法が適用され、又は適用される可能性のある場合、高齢者・障がい者等要配慮者への適切な福祉支援を実施するため、県に対してDWA Tの派遣を要請する。
- イ 県は、「鳥取県災害派遣福祉チーム設置運営要綱」及び「鳥取県災害派遣福祉チーム派遣マニュアル」に基づき、鳥取県災害福祉支援センター（鳥取県社会福祉協議会内）に設置するDWA T事務局に依頼してチームの組成を行った上で、被災地市町村と派遣調整等を行い、DWA Tを派遣する。

第3節 避難所等の良好な生活環境の確保

1 避難所の良好な生活環境の早期確保

- (1) 県及び市町村は、避難所の運営に当たっては、避難者の良好な健康状態の確保のため、避難所の良好な生活環境の維持に努めるものとし、主として次に掲げる事項について連携して留意して状況把握及び生活環境の改善に努めるものとする。

ア 食事の供与 イ トイレ環境（水洗トイレ） ウ 就寝環境（ベッドなど）
エ プライバシーの確保 オ 入浴環境

環境改善項目	主な環境改善内容
居住スペース・ 就寝環境	・収容定員（1人あたり3.5㎡）以内の避難者数となるよう調整（避難所の追加開設や避難所間の移動等を措置） ・プライバシー確保のためのテント・パーティション等を配置 ・避難者1人ごとにベッド等を配備し就寝環境を確保
寒暖対策	・快適に過ごせる室温を確保できるよう、追加の冷暖房器具を配備 ・空調や冷暖房器具が確保できないときは、冬季においては防寒着やカイロ等を確保、夏季においては環境が整った施設への移動を進める
トイレ	・避難者数に応じ十分な数のトイレを配置（発災当初50人当たり1基、長期化時20人当たり1基） ・女性用3：男性用1の比率で配置 ・トイレカーの配備等により可能な限り水洗トイレ環境を確保
食事	・十分なエネルギー量の食事を供給（1人1日当たり2,100kcal以上を目安） ・専門家のアドバイスを踏まえ健康に配慮し栄養状態の向上を図る ・長期の避難生活での避難者のメンタルケアに配慮して適宜温食を提供

環境改善項目	主な環境改善内容
入浴	・仮設浴場の設置などにより入浴できる環境を確保（シャワールーム等入浴施設設備は1箇所あたり50人を目安） ・給水等の環境が整い次第、公衆浴場等での無料入浴サービスを提供
ペットへの対応	・ペットの同行避難・同伴避難できる環境を確保（最低限同行避難を受入） ・車中避難した者について、必要な環境確保 ・ペット同伴避難が可能な専用避難所、ペット収容施設を開設

(2) 県（県本部事務局又は危機管理部）は、生活環境向上のために必要となる資機材等について避難所開設市町村からニーズを収集し、資機材の調達及び手配等の支援を行うものとする。その際、公衆衛生チームやDWA T等の派遣チームの避難所環境に関する情報やアドバイスを踏まえて環境改善を図る。

(3) その他、生活環境確保に係る具体的計画等については、次に掲げる計画による。

災害応急対策編（共通）第8部第1章 食糧の供給

災害応急対策編（共通）第9部第1章 トイレ対策

災害応急対策編（共通）第9部第4章 入浴支援

2 良好な生活環境の確保に向けた被災者の移行

(1) 被災者の移行の方針

ア 災害時要配慮者について良好な避難生活環境の確保が困難な場合、避難所以外の良い生活環境が確保できる施設への早期移行を図る。

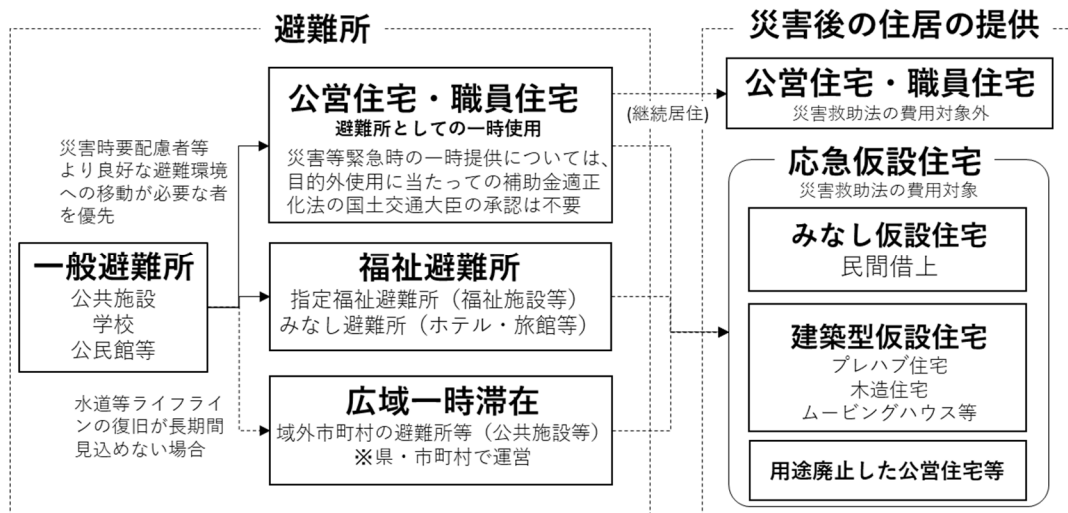
イ 被災地の被害が甚大で上下水道等のライフラインの復旧が長期にわたり、生活環境の早期復旧が見込めないと判断される場合、被災地外の施設を確保して被災者の移行を図る。

(2) 被災者の移行先の確保

ア 県（危機管理部、輝く鳥取創造本部、生活環境部）及び市町村は、主として次に掲げる施設を被災者等の移行先として確保して被災者等の早期の移行を図るものとする。その際、健康リスクの高い災害時要配慮者を優先的に移行するものとする。

イ 県は被災者等の移行に当たり、被災地外市町村への移行など広域調整を図るものとする。

区分	施設	運用等
避難所	公営住宅・職員住宅	国・県・市町村等の公営住宅・職員住宅で受入可能な箇所を避難所として開設 災害等緊急時の一時提供については、目的外使用に当たっての補助金適正化法の国土交通大臣の承認は不要
	福祉避難所	指定福祉避難所（福祉施設等）の開設や、ホテル・旅館等の借上げにより、避難所として開設し災害時要配慮者を受入
	広域一時滞在施設	上下水道等のライフラインの復旧が長期にわたり見込めない場合において、被災地外の市町村での避難所や宿泊施設の借上を調整し、被災地外の避難所を開設
住居等	応急仮設住宅	早期に以下のような仮設住宅を確保し、被災者の移行を調整 ・みなし仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げ） ・建設型仮設住宅（プレハブ住宅、木造住宅、ムービングハウス等） ・用途廃止した公営住宅等



第4節 避難所外の被災者の救助

1 市町村は、やむを得ず避難所に滞在することができない在宅避難者、車中泊避難者、支え愛避難所の避難者等に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師、災害派遣福祉チーム（DWA T）等による巡回健康相談の実施

等保健医療福祉サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めると共に、早期の生活復旧に向け被災者支援情報の提供及び支援を行う。

- 2 市町村は、地域を巡回する保健師、福祉関係者等との連携により、被災した住居内にいる在宅の被災者や車中避難している被災者など避難所以外で避難生活を送っている者の早期把握に努め、生活物資等の支援を行うとともに、被災者支援情報を提供し、必要に応じ避難所への移動を促すものとする。

また、避難場所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、県（県本部事務局又は危機管理部）への報告を行うものとする。特に食事のみを受け取りに来ている者については、食事を渡す機会を活用して現状把握に努める。

- 3 車内生活等送っている者に対しては、いわゆるエコノミークラス症候群発症の恐れがあるため、早期解消に向けて必要な支援の実施等に配慮するよう努めるとともに、必要に応じて健康診断等を受診させるものとする。
- 4 避難所外の被災者の救助に当たっては、必要に応じて県・警察等の協力を要請するものとする。

第5節 避難所運営支援システム

1 県による避難所運営支援

避難所における避難者の救助及び必要な物資の確保については原則被災市町村が行う。ただし、災害救助法が適用されるような大規模災害が発生し当該市町村だけでは対応が困難な場合は、県が避難所運営の支援を行う。

2 物資の確保及び運営人員の派遣

(1) 避難所開設及び受入れのための所要物資は、当該市町村長において確保するものとする。ただし、現地において確保できない等市町村での確保が困難なときは、市町村は物資の確保について知事に要請するものとし、県は物資を確保して避難所等に配送するものとする。

(2) 県（本部事務局又は危機管理部）は、市町村から避難所運営に必要な物資や人員のニーズを把握し、実施部や県内市町村等と連携して必要な物資や運営要員を確保する。

特に、避難所運営や物資の受入・集配・配送については多くの人員を要することから、県外自治体からの応援を含め、早めに人員派遣を調整するものとする。

3 物資確保の一元化

県は、県と国の物資支援を一元的に管理すると共に、できるだけリスト化し、定期的な配給ができる仕組みを地域の実情に応じながら確立する。その際、ニーズ把握や集配状況の管理に当たり、状況に応じ総合防災情報システムや物資輸送・輸送調整等支援システムの活用も検討する。

第6節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 避難所の開設及び開設時の県への報告
- 2 避難所の運営
- 3 所要物資の確保及び県への要請
- 4 避難所外等における避難生活者への対応
- 5 県に対する災害派遣福祉チーム（DWA T）の派遣要請

第3章 孤立発生時の応急対策

（県危機管理部、県土整備部、警察本部、市町村）

第1節 目的

この計画は、水害や地震による土砂崩落や積雪等により孤立が発生した場合の支援及び復旧対策等について定めることを目的とする。

第2節 孤立状況の把握

県、市町村、道路管理者及びライフライン施設を所管する事業者等の管理者は、必要に応じてドローンを活用する等して早期に孤立の発生状況を把握するとともに、関係機関で情報共有を図り、緊密に連携して応急対策の検討・実施を行う。

1 交通状況の把握

水害等による土砂崩落等や、積雪、雪崩等により交通が途絶した地域、特に山間へき地の集落等においては、食糧、医薬品の不足あるいは急病患者の搬送等について著しい支障が生じることが予想されるため、県（危機管理部、県土整備部、総合事務所県民福祉局（東部圏域においては東部地域振興事務所東部振興課））及び市町村は、次に掲げる災害等が発生した場合、当該災害により孤立集落が発生していないか点検するものとする。

- （1）道路の崩壊
- （2）道路への土砂崩れや雪崩の流入
- （3）大雨、大雪に伴う事前通行止め 等

2 通信設備の状況の把握

県（危機管理部、県土整備部、各総合事務所県民福祉局（東部圏域においては東部地域振興事務所東部振興課））及び市町村は、交通の途絶による孤立が発生した場合、当該孤立地域との通信設備の状況を確認する。（電話、携帯電話、防災行政無線等）

3 道路及びライフライン施設の状況の把握

- （1）道路管理者及び通信・電気・ガス・上下水道等のライフライン施設を所管する事業者等は、所管する道路及びライフライン施設の状況及び復旧状況を把握する。
- （2）県（危機管理部、県土整備部、各総合事務所県民福祉局（東部圏域においては東部地域振興事務所東部振興課））及び市町村は、交通の途絶による孤立が発生した場合、当該孤立地域のライフライン等の状況について確認する。（電気、水道、食糧の有無等）

4 孤立集落に所在する者の状況把握

県（危機管理部、県農林水産部、県土整備部、総合事務所県民福祉局（東部圏域においては東部地域振興事務所東部振興課））及び市町村は、交通の途絶による孤立が発生した場合、当該孤立地域にある者の状況について確認する。（傷病者の有無、要通院患者の有無、定期的な通院の必要な者の有無、支え愛避難所（自主避難所）の開設状況 等）

5 孤立状況の共有

- （1）市町村は、孤立集落の発生について把握した場合、県本部事務局（本部未設置の場合は危機管理部）及び県総合事務所（県民福祉局）（東部圏域においては東部地域振興事務所東部振興課）に報告するものとする。
- （2）県本部事務局（本部未設置の場合は危機管理部）及び県総合事務所（県民福祉局（東部圏域においては東部地域振興事務所東部振興課））は、孤立集落発生について把握した場合、WEB会議システムの活用等により関係部局及び関係機関（市町村、警察本部、消防局、自衛隊等）と情報を共有し、応急対策の検討・実施を行う。

第3節 物理的な孤立の解消

1 道路及びライフライン施設の復旧

道路等の途絶により孤立が発生した場合、道路及び孤立地域のライフライン施設の管理者は、早急の復旧に努める。このうち、道路の啓開については、道路管理者（国土交通省中国地方整備局、県、市町村等）が「鳥取県道路啓開計画」に基づき実施するものとする。

道路及びライフライン施設の復旧にあたっては、WEB会議システムを活用して関係機関と情報の即時共有・調整を行い、早期復旧を図るものとする。

2 代替交通の確保

孤立が発生した場合、県（危機管理部、県土整備部、総合事務所県民福祉局（東部圏域においては東部地域振興事務所東部振興課））及び市町村は、ヘリコプターの手配・林道等の代替道路の確保等、代替手段となる交通を確保する。

3 物資の供給

県（危機管理部、県土整備部、総合事務所県民福祉局（東部圏域においては東部地域振興事務所東部振興

課））及び市町村は、物理的に孤立し、孤立の長期化が予期される場合、海路及び空路を含めた物資の供給体制について調整を図り、物資の供給体制を確立するものとする。

4 住民の救出救助

孤立集落内に傷病者等の早期に救出救助を行う必要がある者を把握した場合又は孤立の長期化が予期され住民を域外に避難させることが必要と判断される場合等は、市町村及び消防等関係機関は、関係機関と連携して住民の救出救助を実施する。

市町村及び消防等関係機関は、住民の救出救助にあたり、海路又は空路により行うことが必要な場合等は、県及び関係機関へ船舶又はヘリコプター等の確保・運用の調整を依頼する。

5 帰宅困難者の支援

県（危機管理部、県土整備部、総合事務所県民福祉局（東部圏域においては東部地域振興事務所東部振興課））及び市町村は、孤立の発生等に伴い、通勤者、通学者等で自宅に帰ることができない人達について、情報の提供、避難所の開設等により支援を行うものとする。

なお、滞在場所の確保に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した滞在場所の運営に努めるものとする。

第4節 情報孤立の解消

県及び市町村は、孤立集落との連絡を確保し、住民の不安を除くよう努めるものとする。

- 1 災害により、通信手段が使用できなくなった地域が発生した場合には、市町村は、外部との通信を確保するためにあらかじめ配備した災害に強い情報通信設備（衛星携帯電話、移動系防災行政無線等）を用いて、孤立している集落と連絡をとるものとする。
- 2 集落にあらかじめ災害に強い情報通信設備が配備されていない場合、市町村、県（危機管理部、県土整備部、総合事務所県民福祉局（東部圏域においては東部地域振興事務所東部振興課））等は、関係機関（警察本部、消防局、自衛隊等）及び当該地域の住民と協力して衛星携帯電話、衛星通信を活用したインターネット機器等の確保・配備により、情報の孤立の解消に努める。
- 3 県、市町村及びライフライン施設を所管する事業者は、住民の不安を軽減するため、道路やライフライン施設の復旧状況・復旧見込み等についてホームページ、SNS等により情報発信するよう努める。

第5節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 孤立状況の把握及び共有
- 2 市町村管理道に係る交通の復旧
- 3 代替交通の確保
- 4 物資の供給
- 5 帰宅困難者の支援
- 6 ヘリコプターによる緊急輸送の要請
- 7 衛星携帯電話、移動系防災行政無線等の災害に強い通信設備の配備又は配備の要請